

関ヶ原町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

関ヶ原町

目次

1	計画の基本的事項	1
1.1	公共施設等総合管理計画策定の背景	1
1.2	公共施設等総合管理計画の位置づけ	2
1.3	計画期間	2
2	公共施設等の現況及び将来の見通し	3
2.1	人口の推移と将来の見通し	3
(1)	総人口の推移と将来推計・展望	3
(2)	年齢3区分別人口の推移と将来展望	4
2.2	公共施設等の現況	6
(1)	公共施設等の現況	6
(2)	インフラ施設の現況	9
2.3	財政状況の推移と将来の見通し	13
(1)	歳入	13
(2)	歳出	14
(3)	更新費用の試算	15
2.4	課題の整理	24
(1)	人口構成の変化に対する対応	24
(2)	公共施設等の維持管理への対応	24
(3)	行政サービスの維持	25
3	公共施設等の管理に関する基本方針	26
(1)	公共施設等の保有量と配置の適正化	26
(2)	公共施設等の長寿命化と安全確保	27
(3)	維持管理・運営の効率化	27
3.1	公共施設等の保有量と配置の適正化	28
(1)	公共施設等の建設の必要性の検討	28
(2)	公共施設等の統廃合と転用の推進	28
3.2	公共施設等の長寿命化と安全確保	30
(1)	点検・診断等の実施	31
(2)	維持管理・修繕・更新等の実施	32
(3)	安全確保の実施	32
(4)	耐震化の実施	33
(5)	長寿命化の実施	33
3.3	維持管理・運営の効率化	35
(1)	民間との連携	35
(2)	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	35
4	フォローアップの実施	36
4.1	PDCAサイクルによるフォローアップ	36
4.2	今後のスケジュール	37
5	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	38
5.1	公共建築物の更新費用の縮減	38
5.2	更新費用縮減のための取組	39
5.3	施設類型ごとの取組方針	41

資料編.....	54
1. 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省通知）.....	55
2. 公共施設等一覧表.....	58
3. 用語解説.....	63

1 計画の基本的事項

関ヶ原町は岐阜県の西端に位置し、北は伊吹山を主峰とする伊吹山地、南は鈴鹿山脈に囲まれた地域であり、平野部でも海拔 100m～200m の高低差があり、変化の多い地形を特徴とした、東西 8.1km、南北 12.5km の町です。山に囲まれているため町域の約 80% は山林となっており、豊かな緑に恵まれています。また三関のひとつである「不破の関」が置かれ、古来より東西交通の要衝として栄え、天下分け目の戦いである壬申の乱と関ヶ原の戦いが行われた地としても全国的に有名です。また交通の要衝であったため東西文化の境界あるいは融合地域として豊かな文化に育まれています。

明治 22 年、町村制度に伴い、不破郡関ヶ原村が成立しました。明治 30 年には 4 村と合併し、新たな関原村が誕生しました。昭和 3 年に町制を施行し関ヶ原町となり、その後昭和 29 年 9 月には不破郡今須村、玉村、岩手村の一部と合併し、現在の関ヶ原町が誕生しています。

1.1 公共施設等総合管理計画策定の背景

戦後の人口増や都市化の進展および経済発展に伴い、公共施設やインフラを集中的に整備してきましたが、これらの公共施設の老朽化が進み、維持管理と安全に関する老朽化対策が大きな課題となっています。

また、平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故のように公共施設等の老朽化が原因とみなされる事故も発生しており、公共施設等の管理者には安全の確保が強く求められています。

今後、人口の減少や高齢化に伴い、特に生産年齢人口の減少が急激に進むと予測されています。このことは税収の減少を招き、さらに、高齢者の増加に伴い社会保障費が増大していくと、財政を圧迫することとなります。

このようなことから公共施設等について、町全体を総合的に見据え、今後の財政状況に応じた管理が求められています。

1.2 公共施設等総合管理計画の位置づけ

国土交通省は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定して、インフラの戦略的な維持管理・更新を推進するための方針を示すとともに、インフラ管理者に対して「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するよう求めています。

これを受けて総務省は、平成26年4月に地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しました。

公共施設等総合管理計画は、本町が保有するすべての公共施設及びインフラを管理していく上での基本方針を示し、その方針に従い個別施設計画を策定して公共施設等の管理を実施します。

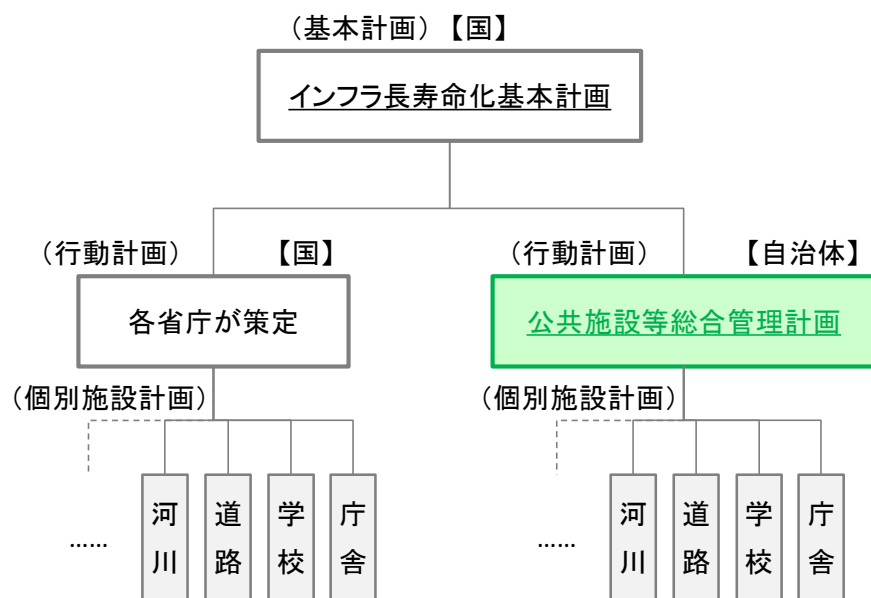


図 1.2.1 公共施設等総合管理計画の位置付け

1.3 計画期間

本計画は中長期的な視点に立った公共施設等の総合的な管理を実施するため、計画期間を平成29年度から平成48年度までの20年間とします。

庁内の各部署にて検討される、公共施設等の管理に関する個別施設計画等と連携し、各計画において管理方針の見直し等が行われた場合には、本計画に適宜、反映させることとします。

2 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1 人口の推移と将来の見通し

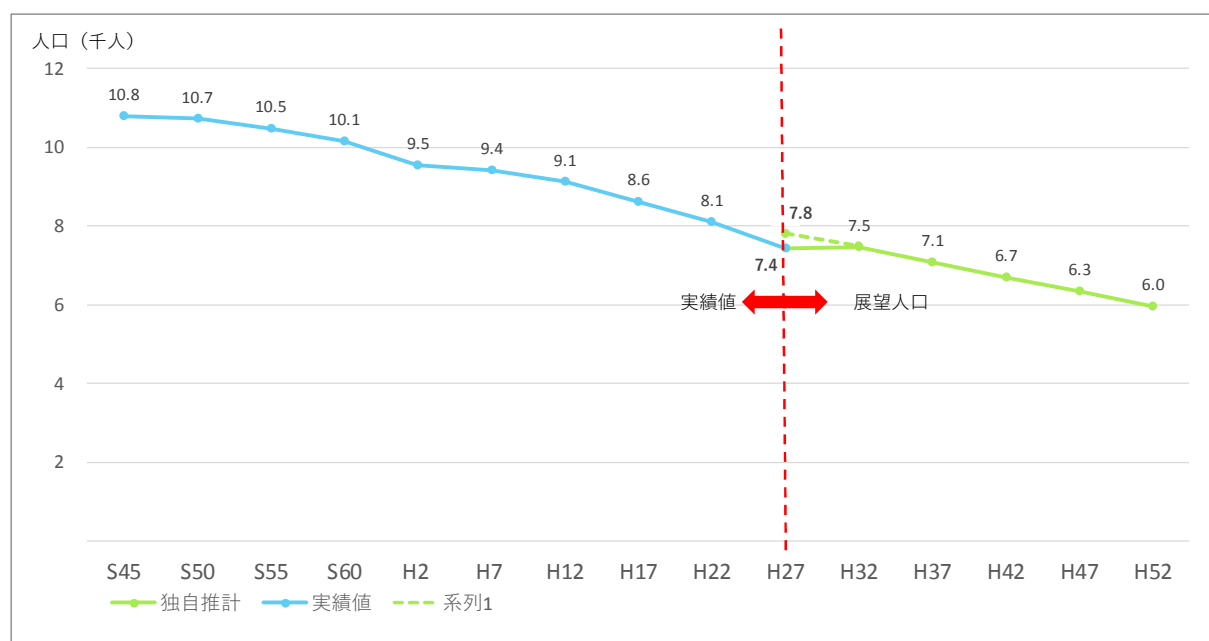
(1) 総人口の推移と将来推計・展望

本町の人口の推移と将来推計・展望を、図 2.1.1 に示します。

本町の人口は、ゆるやかな減少傾向が続いており、昭和 45 年（1970 年）の総人口 10,800 人から平成 27 年（2015 年）には 7,400 人となり、ここ 45 年間で約 30%の減少となりました。

また、平成 27 年度策定の「関ヶ原町人口ビジョン」では平成 27 年度の人口は 7,800 人と推計されていましたが、その後確定した実績値では 7,400 人となり、予測以上の人口減少が進行しているといえます（図の破線部分）。

展望人口についても減少が予測されており、平成 52 年（2040 年）の将来展望人口は、およそ 6,000 人となるとされています。



出典：国勢調査 昭和 45 年～平成 27 年

出典：関ヶ原町人口ビジョン 平成 32 年～平成 52 年（展望人口）

図 2.1.1 人口の推移と将来推計、展望

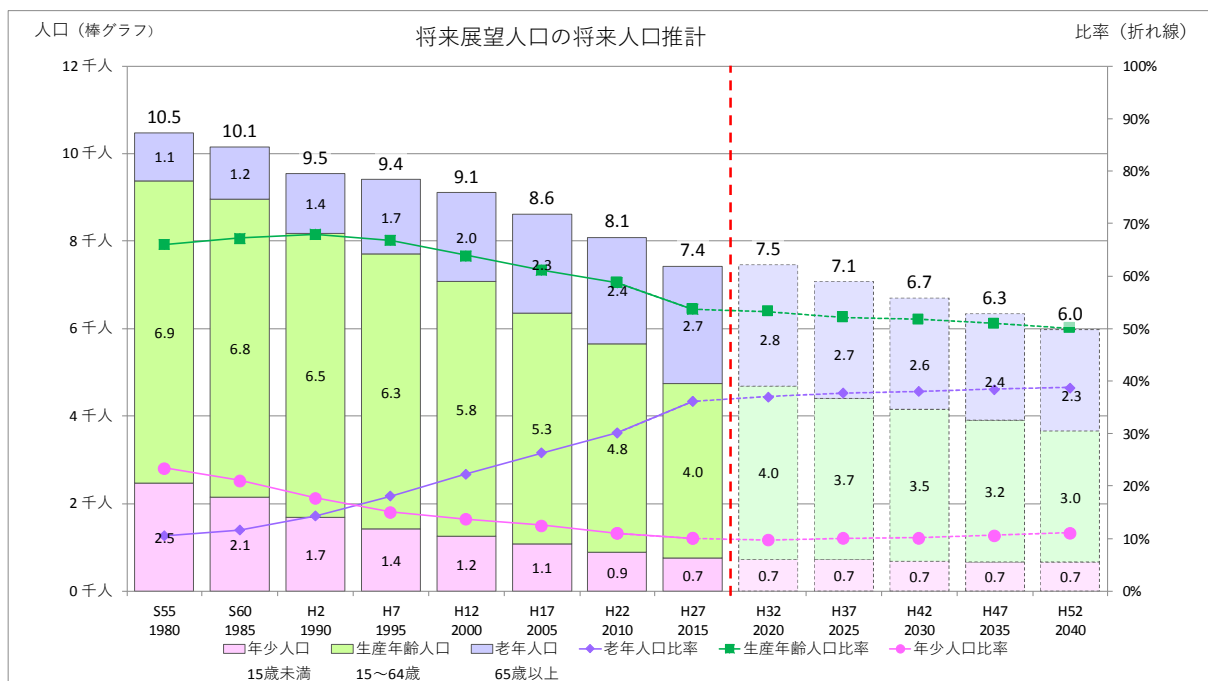
(2) 年齢3区分別人口の推移と将来展望

平成 27 年度策定の「関ヶ原町人口ビジョン」で示された、本町の年齢 3 区分別人口推移及び将来展望人口を図 2.1.2 に示します。

経済と社会の主要な活力となる 15～64 歳の生産年齢人口が、昭和 55 年頃では約 6,900 人と総人口の 3 分の 2 程度を占める人口構成になっていました。しかし、20～30 代を中心に職業上や結婚などの理由による転出超過が続いており、平成 52 年度には約 3,000 人にまで減少し、総人口に占める割合も 50%程度に低下すると予想されています。このまま減少し続けると深刻な労働力不足に陥ると考えられています。

また、総人口に対する年少人口の比率は、徐々に減少しており、全体の 10%程度の横ばいで推移すると展望されています。

一方、老年人口の比率（高齢化率）は上昇を続け、平成 27 年（2015 年）で既に全体の 30%を超えており、2040 年には全体の 40%程度にまで増加すると展望されています。



※小数点以下の端数処理により、年齢区分別人口の合計と総人口が一致しない場合があります。

出典：国勢調査 昭和 55 年～平成 27 年

出典：関ヶ原町人口ビジョン 平成 32 年～平成 52 年（展望人口）

図 2.1.2 年齢 3 区分別人口の推移と展望人口

公共施設等の主要な利用者は町民であり、病院や学校、子育て支援施設などといった施設はそれぞれ異なったある特定の年齢層に利用されることが多く、町の人口や年齢構成の変化は、公共施設等の需要に大きく影響します。

また、町民は公共施設等の利用者であると同時に、納税者として公共施設等の維持管理に必要な費用を負担する方々でもあります。保有し維持管理が必要な公共施設等の総量が変わらないまま人口が減少すると、1人あたりの負担は増大します。

そのため、将来の人口や年齢構成の変化を考慮しつつ、将来の公共施設等のあり方と適正な保有量を検討する必要があります。

2.2 公共施設等の現況

(1) 公共施設等の現況

① 施設数・延床面積等

本庁の公共建築物（いわゆるハコモノ施設）は表 2.2.1 と図 2.2.1 に示すとおり、行政財産として 69 施設、277 棟、延床面積 68,173 m²、普通財産として 2 施設、8 棟、延床面積 3,837 m²を所有しています。

用途分類別に見てみると大分類別では学校教育系施設が 4 施設で延床面積 17,845 m²（全体の 26.2%）、医療施設である国民健康保険病院（関ヶ原病院）が 1 施設で延床面積 17,070 m²（全体の 25.0%）を占め、この学校教育系施設と医療施設で全体の約 5 割の延床面積を占めています。

次いで町民文化系施設が 14 施設で延床面積 8,980 m²（全体の 13.2%）、公営住宅が 3 施設で延床面積 5,460 m²（全体の 8.0%）となっています。

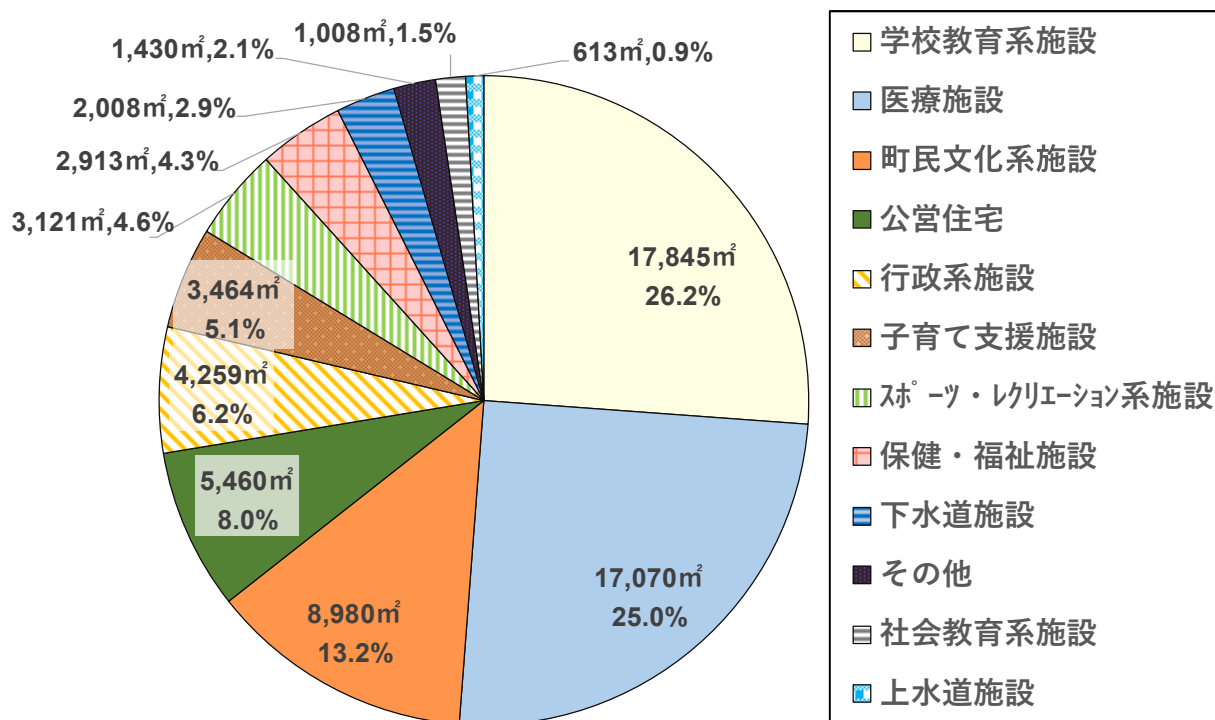


図 2.2.1 公共建築物用途分類別延床面積比率

表 2.2.1 公共建築物総括表

用途分類		施設名称	施設数	棟数	延床面積	構成比		
大分類	中分類							
町民文化系施設	集会施設	中央公民館	14 施設	15 棟	8,980 m ²	8,980 m ²	13.2%	13.2%
		転作促進研修施設						
		集落センター						
		生活改善センター						
		ふれあいセンター						
多目的集会施設								
社会教育系施設	博物館等	歴史民俗資料館	2 施設	5 棟	1,008 m ²	1,008 m ²	1.5%	1.5%
		不破関資料館						
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民体育館	12 施設	26 棟	2,044 m ²	3,121 m ²	3.0%	4.6%
		町民プール						
		桃配運動公園						
	レクリエーション施設・観光施設	グリーンウッド関ヶ原			1,078 m ²		1.6%	
		駅前観光交流館						
		レンタサイクルハウス						
公衆便所								
学校教育系施設	学校	小学校	4 施設	30 棟	9,396 m ²	17,845 m ²	13.8%	26.2%
		中学校			8,449 m ²		12.4%	
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園	1 施設	3 棟	793 m ²	3,464 m ²	1.2%	5.1%
		保育園	4 施設	4 棟	2,671 m ²		3.9%	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	国保保健福祉総合施設やすらぎ	2 施設	2 棟	2,497 m ²	2,913 m ²	3.7%	4.3%
	老人福祉センター							
	障害福祉施設	さくらんぼの家	1 施設	1 棟	416 m ²		0.6%	
行政系施設	庁舎等	役場	2 施設	4 棟	3,880 m ²	4,259 m ²	5.7%	6.2%
		役場分庁舎						
	消防施設	消防団車庫	9 施設	9 棟	300 m ²		0.4%	
	その他行政系施設	防災倉庫	2 施設	2 棟	80 m ²		0.1%	
公営住宅	公営住宅	中山住宅	3 施設	138 棟	5,460 m ²	5,460 m ²	8.0%	8.0%
		御祭田住宅						
		天満住宅						
その他	その他	明神の森	5 施設	6 棟	1,430 m ²	1,430 m ²	2.1%	2.1%
		斎苑						
		その他施設						
下水道施設	下水道施設	浄化センター	3 施設	4 棟	2,008 m ²	2,008 m ²	2.9%	2.9%
		農業集落排水処理施設						
上水道施設	上水道施設	浄水場	4 施設	4 棟	613 m ²	613 m ²	0.9%	0.9%
医療施設	医療施設	国民健康保険 病院	1 施設	24 棟	17,070 m ²	17,070 m ²	25.0%	25.0%
行政財産合計			69 施設	277 棟	68,173 m ²		100.0%	
普通財産			2 施設	8 棟	3,837 m ²			
施設数合計			71 施設	285 棟	72,010 m ²			

※延床面積と構成比は、小数点以下の端数処理により、合計値と合わない場合があります。

※平成 27 年度時点の固定資産台帳の建物情報を集計したものです。

② 建築年度別の状況

公共建築物を種類別建築年度別の延床面積で集計したものを図 2.2.2 に示します。

これを見ると、昭和 42 年頃から建築が増え始め、当初は公営住宅が多く造られ、医療施設、子育て支援施設、学校教育系施設、町民文化系施設などが順次整備されてきたことが分かります。

建築基準法の耐震基準が改正された昭和 56 年以前に建てられた建築物の延床面積は 22,351 m²あり、全体の約 33%を占めており、老朽化も進んでいます。

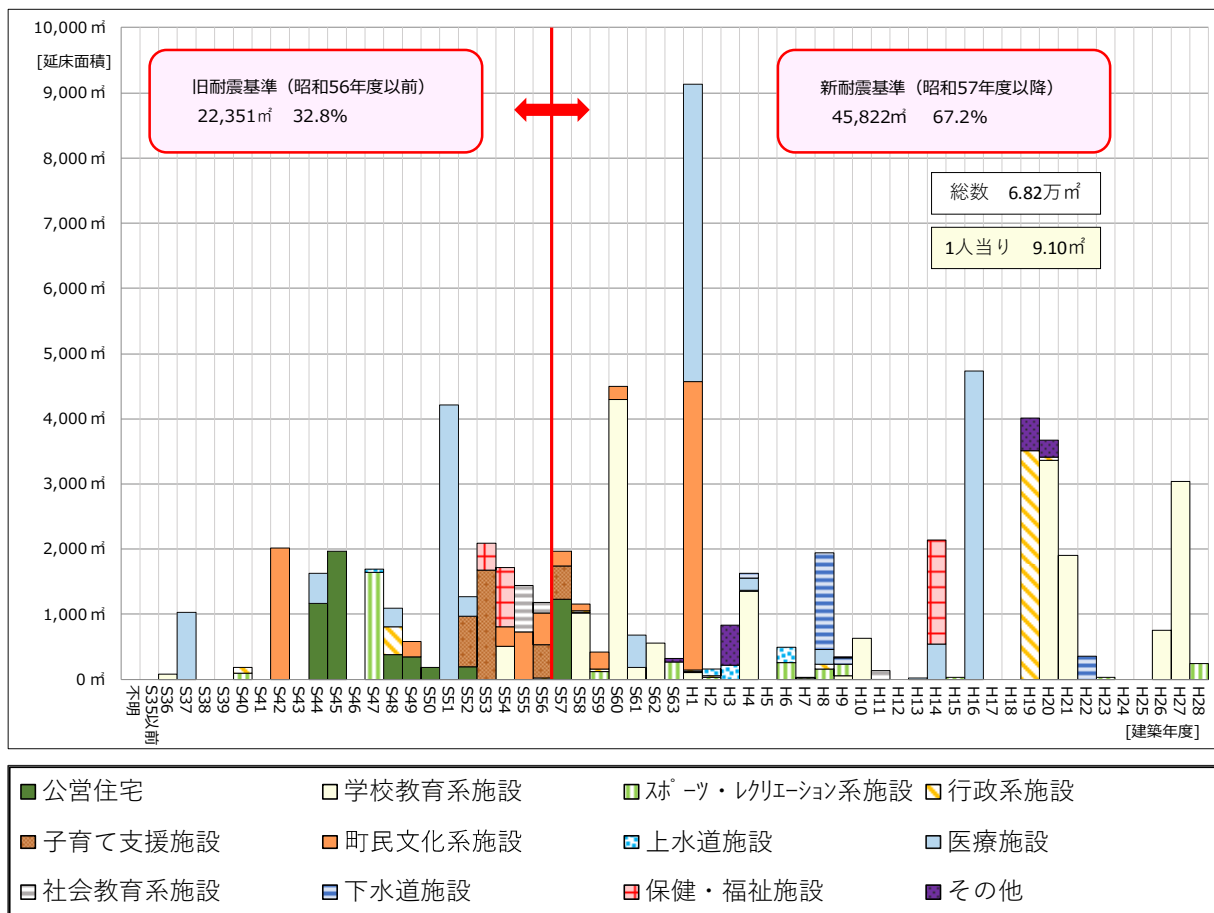


図 2.2.2 公共建築物建築年度別延床面積

(2) インフラ施設の現況

本町が所有するインフラ系施設の総量は、表 2.2.2 に示すとおりとなっています。

インフラ系の施設は道路、橋梁、上水道施設、下水道施設であり、道路は 193,716 m、橋梁は 80 橋、1,121m、上水道管路 98,967m、下水道管路 80,970mとなっています。なお、上水道の施設として管路の他に浄水場、下水道の施設として浄化センター等があります（表 2.2.1 公共建築物総括表参照）。

表 2.2.2 インフラ系施設総括表

施設種別		総量	
道路		総延長	193,716 m
		面積	796,971 m ²
橋梁	全80橋	総延長	1,121 m
		面積	6,254 m ²
上水道	管路	総延長	98,967 m
下水道	管路	総延長	80,970 m

出典：固定資産台帳

※小数点以下の端数処理により、内訳の合計と総延長・総面積が一致しない場合があります。

(ア) 道路

本町が管理する道路は表 2.2.3 に示すとおり、実延長が 193,716m、面積が 796,971 m²となっています。山間地もあるため林道の割合が高くなっています。

表 2.2.3 道路総量内訳

		道路延長		面積	
道路		193,716 m		796,971 m ²	
内 訳	町道	129,838 m	67.0%	592,941 m ²	74.4%
	林道	34,306 m	17.7%	105,174 m ²	13.2%
	農道	29,572 m	15.3%	98,856 m ²	12.4%

※小数点以下の端数処理により、内訳の合計と総延長・総面積が一致しない場合があります。

(イ) 橋梁

本町が所有する橋梁は、表 2.2.4 に示すとおり、80 橋、橋長 1,121m、面積 6,254 m²となっています。

種類別の橋数では RC 橋が 39 橋と約 5 割を占めています。

橋長では鋼橋が 508m、面積も鋼橋が 2,721 m²と 40%以上を占めています。

表 2.2.4 橋梁総量内訳

		橋数		橋長		面積	
橋梁		80 橋		1,121 m		6,254 m ²	
内 訳	PC橋	20 橋	25.0%	359 m	32.0%	2,362 m ²	37.7%
	RC橋	39 橋	48.7%	252 m	22.5%	1,167 m ²	18.7%
	鋼橋	20 橋	25.0%	508 m	45.3%	2,721 m ²	43.5%
	その他	1 橋	1.3%	2 m	0.2%	4 m ²	0.1%

出典：固定資産台帳

※小数点以下の端数処理により、内訳の合計と総延長・総面積が一致しない場合があります。

建設年度別構造別の橋梁面積を図 2.2.3 に示します。

昭和 62 年から平成 2 年に面積比で半分以上の橋梁が建設されており、比較的新しいものが多い状況ではありますが、今後はある時期に橋梁の更新が集中することが予想されます。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められた法定耐用年数である 60 年を超える橋梁が 1 橋あり、その面積は 63.0 m²です。また、建設不明の橋梁が 21 橋あり、面積は 605.3 m²です。これらの橋梁について、老朽度の調査と安全対策が必要になります。

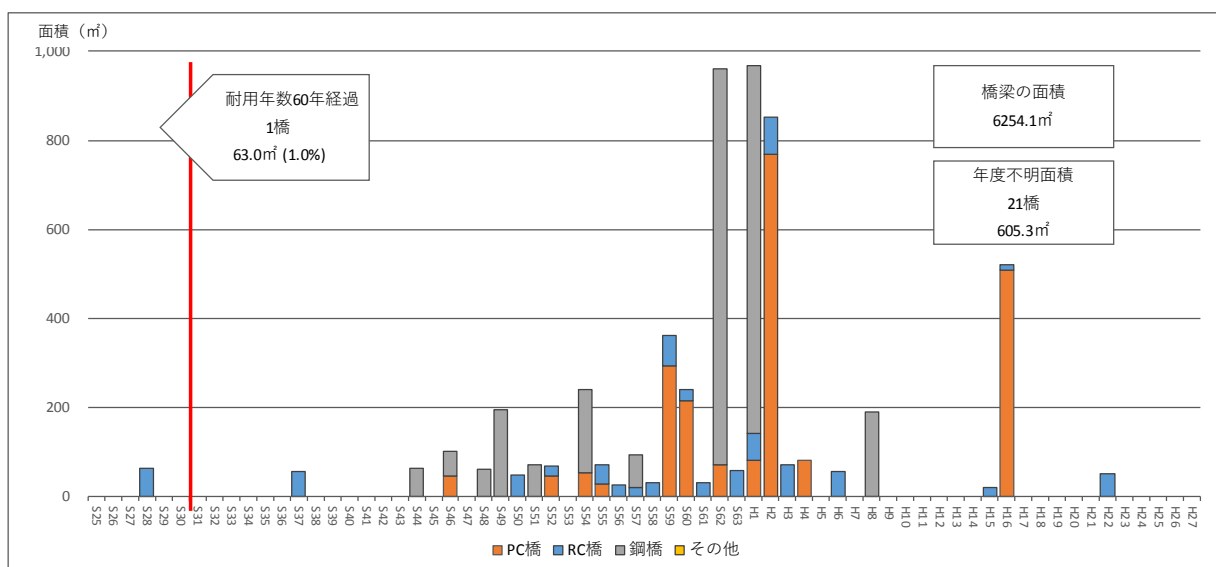


図 2.2.3 建設年度別構造別橋梁面積

(ウ) 上水道

本町が管理する上水道は表 2.2.5 に示すとおり、管路延長は 98,967mあります。そのうち配水管がほとんどであり約 97%を占めています。

また、布設年度別の管路延長を図 2.2.4 に示します。地方公営企業法施行規則で定められた配水管の法定耐用年数である 40 年を経過した管路が 7,976m（全体の 8.1%）、布設年度不明の管路が 23,257m（全体の 23.5%）あるため、今後はこれらの管路の更新が必要になります。

表 2.2.5 上水道管路総量内訳

		管路	
総延長		98,967 m	
内 訳	導水管	1,866 m	1.9%
	送水管	918 m	0.9%
	配水管	96,183 m	97.2%

出典：水道環境課資料

※小数点以下の端数処理により、内訳の合計と総延長が一致しない場合があります。

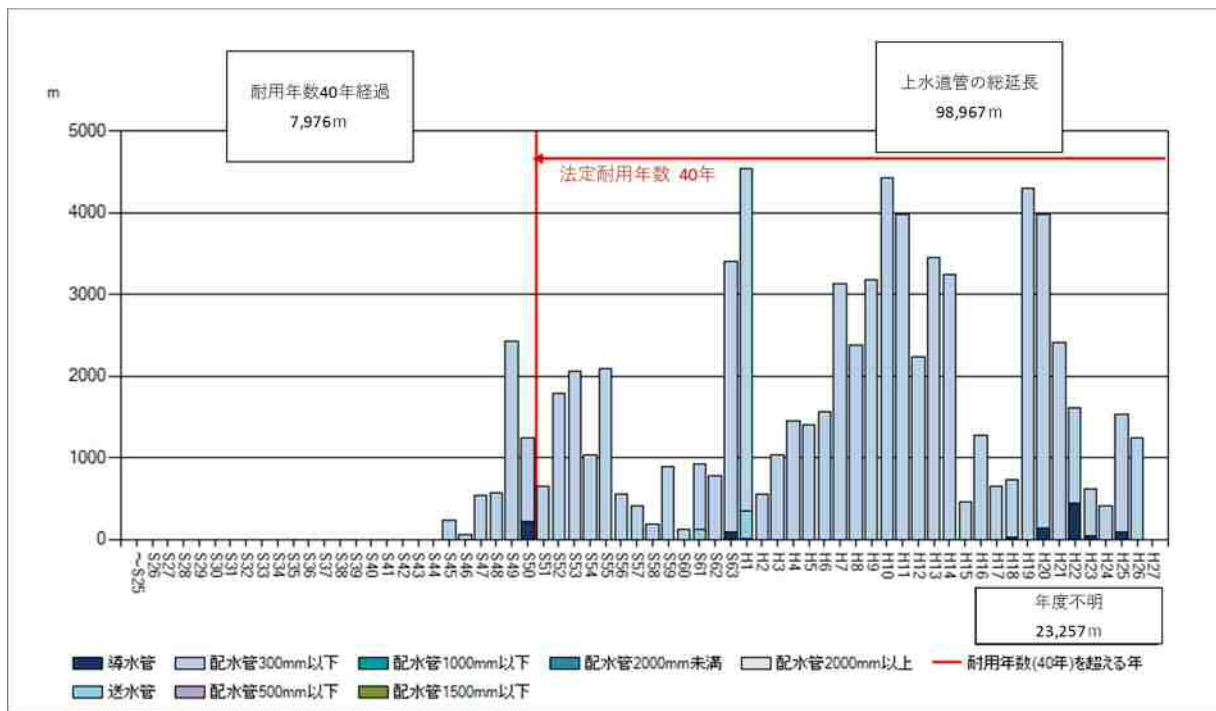


図 2.2.4 布設年度別上水道管路延長

(エ) 下水道

本庁が管理する下水道管路は表 2.2.6 に示すとおり、管路延長は、80,970m となっています。

また、布設年度別下水道管路延長は図 2.2.5 に示すとおりですが、国土交通省通知「下水道施設の改築について」で定められた標準的耐用年数である 50 年を経過した管路はまだありません。

表 2.2.6 下水道総量内訳

		管路	
総延長		80,970 m	
内 訳	コンクリート管	3,913 m	4.8%
	塩ビ管	75,970 m	93.8%
	その他	1,087 m	1.3%

出典：水道環境課資料

※小数点以下の端数処理により、内訳の合計と一致しない場合があります。

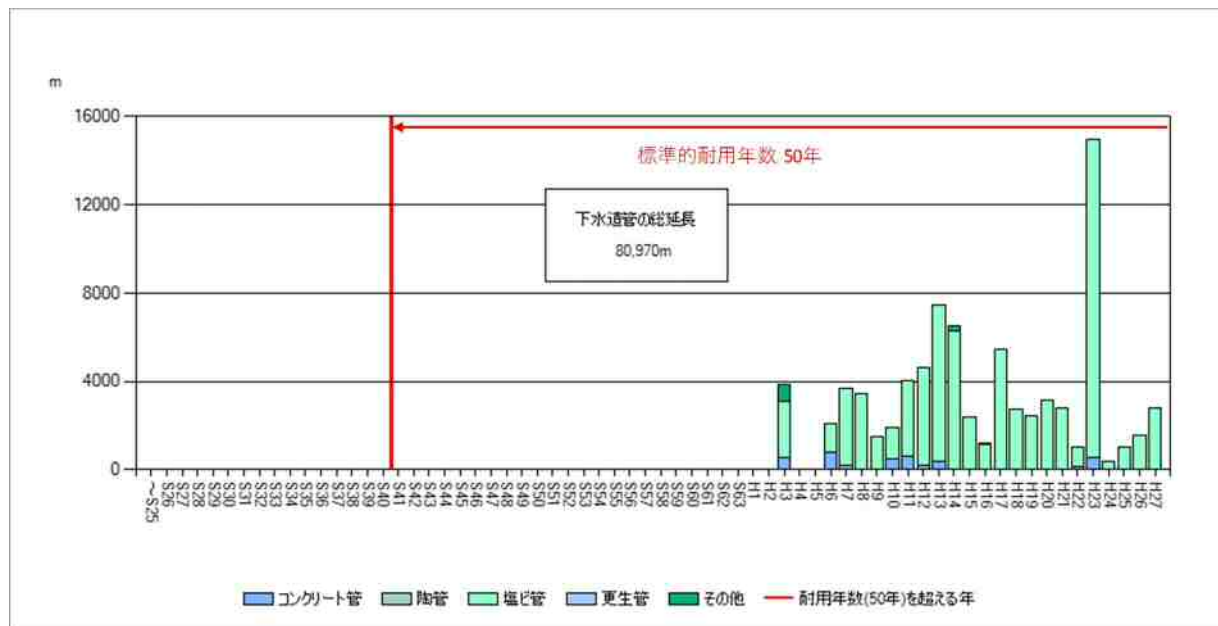


図 2.2.5 布設年度別下水道管路延長

2.3 財政状況の推移と将来の見通し

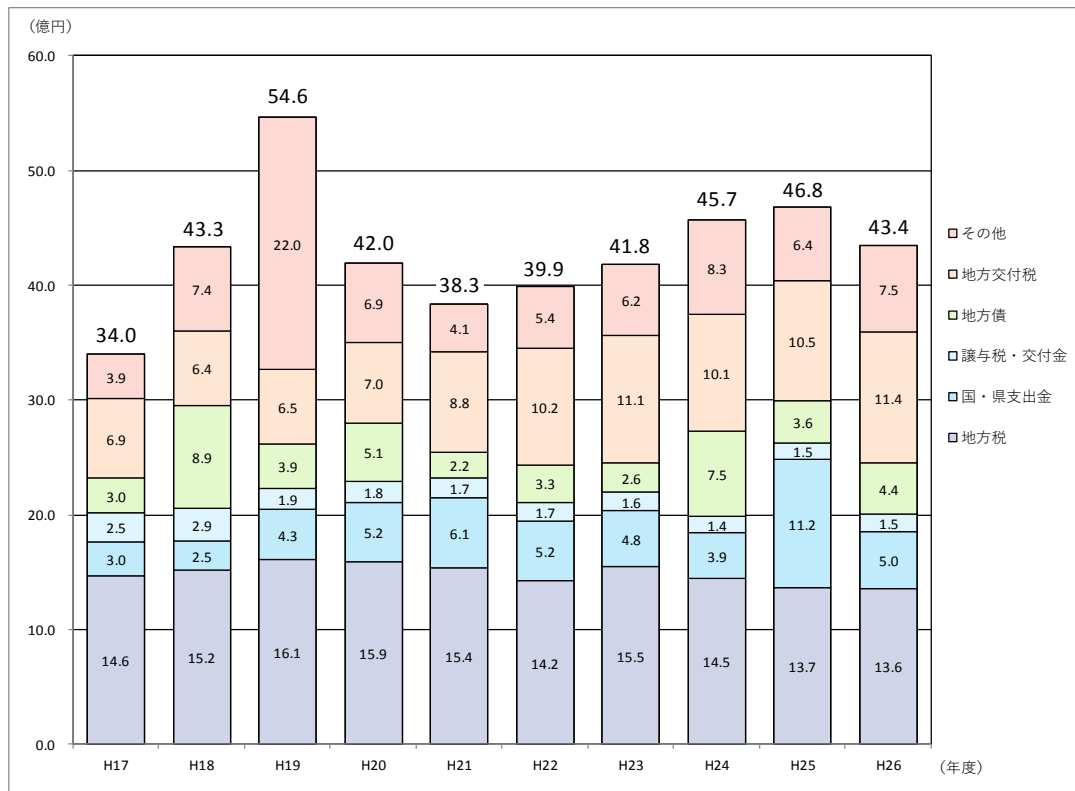
本町の財政状況について、平成 17 年度から平成 26 年度までの普通会計決算で歳入と歳出の推移を見るとともに、公共施設等の更新や維持管理にかかる費用を試算します。

(1) 歳入

本町の歳入の推移を図 2.3.1 に示します。

本町の歳入は、平成 17 年度から平成 19 年度に急増し、平成 19 年度に 54.6 億円でした。全体としては概ね 40～50 億円の間で推移しており、平成 26 年度は 43.4 億円です。固定資産税等の増収により町税が回復しましたが、それ以降景気の低迷化により町民税が減収したため今後は現状の推移が続くと推定されます（「第六次関ヶ原町行財政改革大綱」より）。

歳入の 4 割程度を地方税が占めていますが、近年は地方税の収入減に比例して地方交付税が増加傾向にあります。



出典：総務省 平成 17～26 年度 市町村別決算状況調

※小数点以下の端数処理により、各項目の合計と歳入総額が一致しない場合があります。

図 2.3.1 歳入の推移

(2) 歳出

本町の歳出の推移を、図 2.3.2 に示します。

本町の歳出は、歳入と同じく平成 19 年度に前年度比で 1.5 倍程度増加していますが、この 10 年間は概ね 40 億円前後で推移しています。

歳出の内訳を性質別に見てみると、主に公共施設等の整備に充てられる投資的経費は、平成 19 年度の 14.7 億円から、平成 23 年度の 1.5 億円と年度ごとに金額が大きく変わりますが、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間で平均すると年 6.3 億円になります。

平成 19 年度は庁舎の移転工事、平成 25 年は関ヶ原中学校の建設工事により一時的に増加しています。

一方、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対する社会保障として支出されている扶助費は、平成 17 年度の 1.9 億円から年々増加し、平成 26 年度には 3.5 億円と 10 年間で約 1.8 倍になっています。



出典：総務省 平成 17～26 年度 市町村別決算状況調

※小数点以下の端数処理により、各項目の合計と歳出総額が一致しない場合があります。

図 2.3.2 歳出の推移

(3) 更新費用の試算

今後、多くの公共施設等で老朽化が進行し、建替えや大規模改修が必要になると予想されます。

建替えや大規模改修にかかる費用（更新費用）と時期を把握し、公共施設等の更新のあり方を検討する必要があります。

更新費用の試算は、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が作成した公共施設等更新費用試算ソフトの試算方法に準じて行います。公共施設等更新費用試算ソフトは、平成 22 年度に総務省が監修し、一般財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づき作成されたものです。

今回の更新費用の試算は、施設個々の老朽具合等の実態に基づいて詳細に行ったものではなく、あくまでも、おおよその更新時期と費用を把握するために、耐用年数を一律で設定し、公共施設更新費用試算ソフトを活用して暫定的に試算したものです。

(ア) 公共建築物

次の仮定した条件に従い、公共建築物の更新費用を試算します。

- 公共建築物は、耐用年数を 60 年に設定し、建築後 60 年を経過すると建替えるものとします。また、大規模改修は、建築後 30 年で実施します。
- 設計及び施工は複数年度にわたり費用がかかるため、建替え期間を 3 年、大規模改修の修繕期間を 2 年として、費用を分割します。
- 試算時点で既に建替え又は大規模改修の時期を迎えているものは、試算年度に費用が集中しないように、今後 10 年間で分散して行うものとします。
- 試算時点で建築後 51 年以上経過しているものは、建替え時期が近いため、大規模改修を行わないものとします。
- その他に分類されている公共建築物については、試算の対象外とします。
- 表 2.3.1 で示すように、用途分類（大分類）ごとに更新単価を設定し、延床面積を乗じて費用を算出します。

表 2.3.1 公共建築物更新単価

用途分類（大分類）	大規模改修	建替え
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
町民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
公園	17万円/㎡	33万円/㎡
供給処理施設	20万円/㎡	36万円/㎡
医療施設	25万円/㎡	40万円/㎡
その他	20万円/㎡	36万円/㎡

※総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価による。

対象施設について、今後必要とされる改修・更新費を総務省の費用試算ソフトから算出した結果、平成 28 年から平成 67 年までの 40 年間、公共施設をこのまますべて保有し続けた場合のコストは総額で 295.8 億円、年平均で 7.4 億円となります。

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の公共建築物への投資費用は年平均で 2.5 億円であるため、将来はその 3 倍程度の費用が求められることとなります(図 2.3.3 参照)。

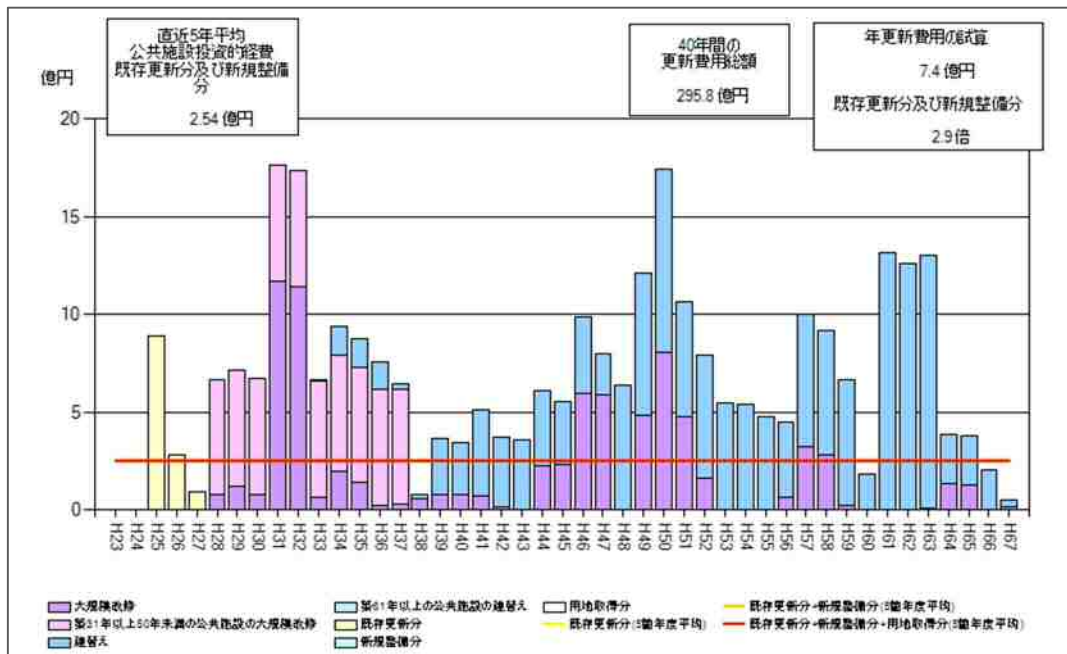


図 2.3.3 公共建築物更新費用試算

(イ) 道路

次の仮定した条件に従い、道路の更新費用を試算します。

- 道路の更新は、舗装の打替えを行い、舗装の耐用年数は 15 年と設定します。
- 15 年間で全舗装の打替えを行うものとし、1 年あたり全道路面積の 15 分の 1 ずつ実施します。
- 更新単価は一律 4,700 円/m²と設定し、道路面積を乗じて更新費用を算出します。

以上の条件で試算すると、図 2.3.4 で示すように、平成 28 年から平成 67 年までの今後 40 年間で 100.5 億円、1 年あたり 2.5 億円の更新費用が必要になると予測されます。

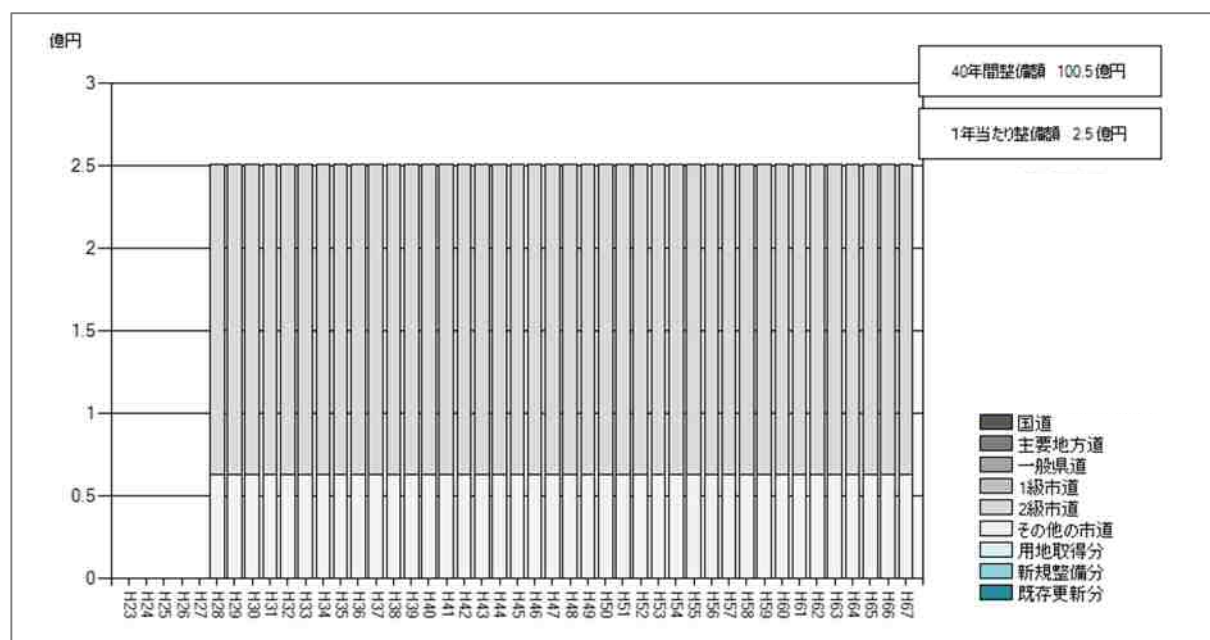


図 2.3.4 道路更新費用試算

(ウ) 橋梁

次の仮定した条件に従い、橋梁の更新費用を試算します。

- 橋梁の耐用年数は60年とし、建設後60年を経た年度に更新します。
- 現在、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新し、それ以外の構造の場合は、元がPC橋（プレストレストコンクリート橋）でないものを含め、PC橋として更新します。
- 更新単価は構造別に設定し（表 2.3.2 参照）、橋梁面積を乗じて更新費用を算出します。

表 2.3.2 橋梁更新単価

構造	更新単価
PC橋	425 千円/㎡
RC橋	425 千円/㎡
鋼橋	500 千円/㎡
その他	425 千円/㎡

※総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価による。

以上の条件で試算すると、図 2.3.5 で示すように、平成 28 年から平成 67 年までの今後 40 年間で 24.2 億円、1 年あたり 0.6 億円の更新費用が必要になると予測されます。

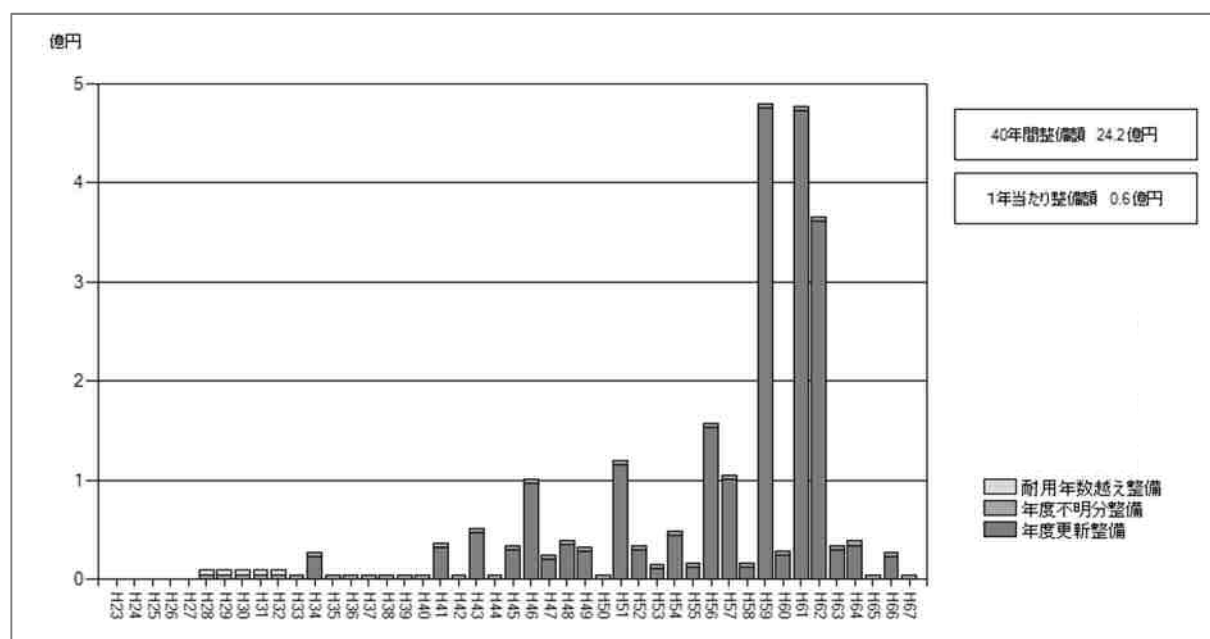


図 2.3.5 橋梁更新費用試算

(エ) 上水道管路

次の仮定した条件に従い、上水道管路の更新費用を試算します。

- 上水道管路の耐用年数は40年とし、布設後40年を経た年度に更新します。
- 試算時点で既に耐用年数を迎えている上水道管路は、試算年度に費用が集中しないように、今後5年間で分散して行うものとします。
- 更新単価は管径別に設定し（表 2.3.3 参照）、管路延長を乗じて更新費用を算出します。

表 2.3.3 上水道管路更新単価

管種	管径	費用単価
導水管	300mm未満	100 千円/m
	300～500mm未満	114 千円/m
送水管	300mm未満	100 千円/m
	300～500mm未満	114 千円/m
配水管	50mm以下	97 千円/m
	75mm以下	97 千円/m
	100mm以下	97 千円/m
	125mm以下	97 千円/m
	150mm以下	97 千円/m
	200mm以下	100 千円/m
	250mm以下	103 千円/m
	300mm以下	106 千円/m
	350mm以下	111 千円/m
	400mm以下	116 千円/m
	450mm以下	121 千円/m
500mm以下	128 千円/m	

※総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価による。

以上の条件で試算すると、上水道は図 2.3.6 で示すように、平成 28 年から平成 67 年までの今後 40 年間で 90.0 億円、1 年あたり 2.3 億円の更新費用が必要になると予測されます。

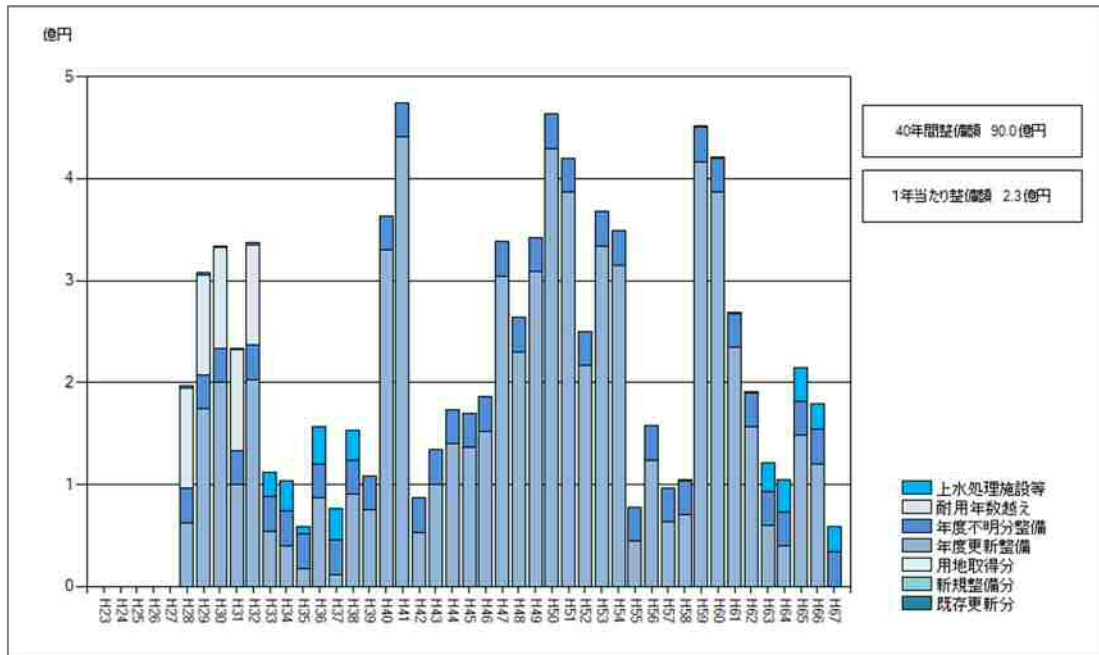


図 2.3.6 上水道管路更新費用試算

(オ) 下水道管路

次の仮定した条件に従い、下水道管路の更新費用を試算します。

- 下水道管路の耐用年数は50年とし、布設後50年を経た年度に更新します。
- 更新単価は、一律124千円/mと設定し、管路延長を乗じて更新費用を算出します。更新単価は公共施設等更新費用試算ソフトの初期設定単価を採用しています。
- 管路以外に下水道処理施設の更新が必要となります。

以上の条件で試算すると、図 2.3.7 で示すように、更新費用は平成 28 年から平成 67 年までの今後 40 年間で 64.0 億円必要であり、平成 38 年度と 39 年度に下水道処理施設の更新があります。特に管路の更新が始まる平成 56 年度から更新費用が急増することとなりますが、40 年間全体を 1 年あたりに均すと 1.6 億円の更新費用が必要になると予測されます。

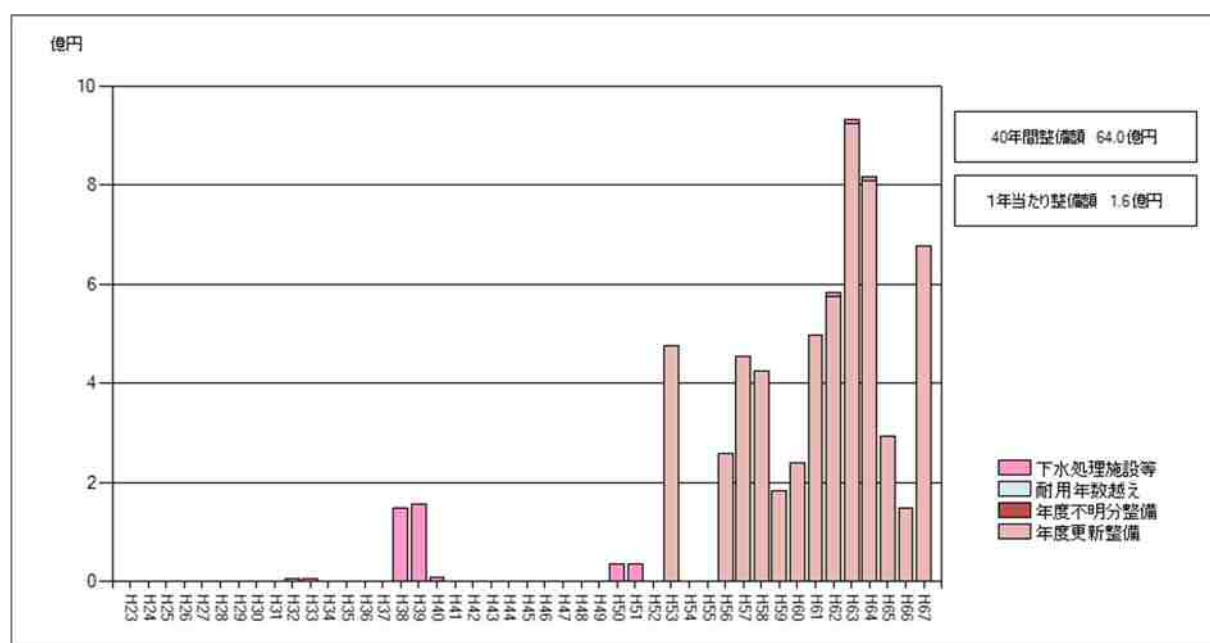


図 2.3.7 下水道管路更新費用試算

(カ) 公共施設等全体

公共建築物、道路、橋梁、上水道管路及び下水道管路を合わせた公共施設等全体の更新費用の試算結果を図 2.3.8 に示します。

現在保有する公共施設等を削減せず、すべて保有し続ける場合、平成 28 年から平成 67 年までの今後 40 年間で 574.5 億円、1 年あたり 14.4 億円の更新費用が必要になると予測されます。

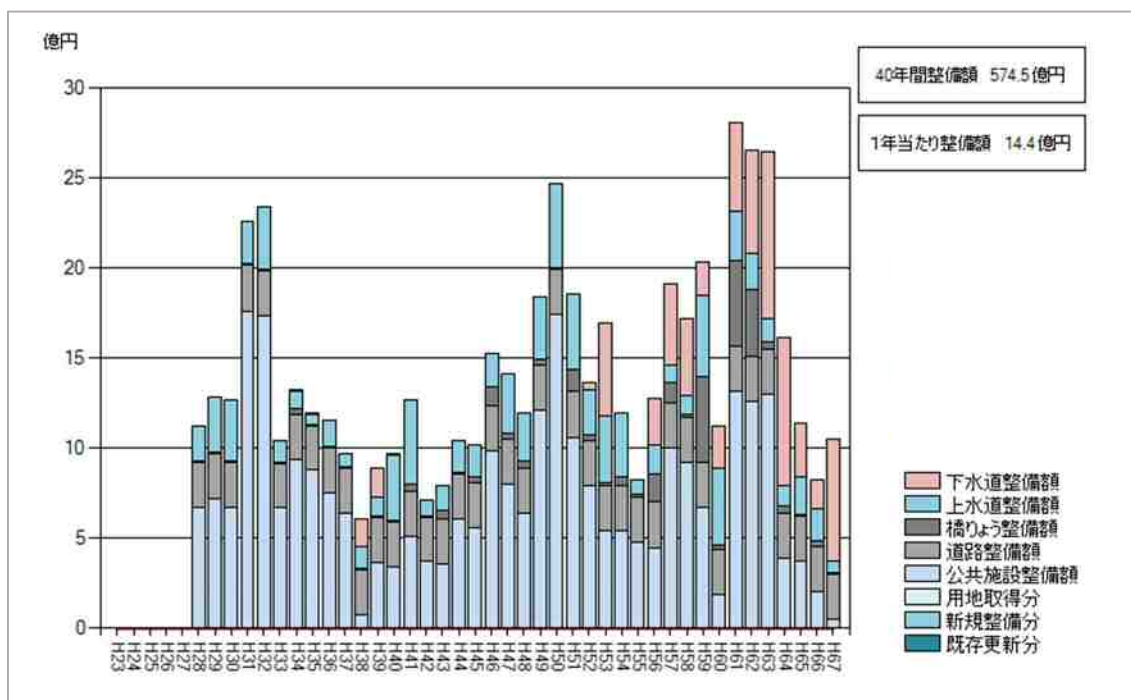


図 2.3.8 公共施設等全体更新費用試算

今回行った公共施設等の更新費用の試算に関しては、実際の施設等の劣化状況については考慮せず、設定された耐用年数を迎えた公共施設等はすべて更新するものとして計算しています。従って、中長期的に公共施設等の更新費用を把握することを目的として行った、ある一定の仮定と簡便な計算にもとづく試算です。公共施設等の種類別、管理者別の整備方針によって今後に必要な更新費用は大きく変化していきます。

本町の歳出の過去 10 年間の推移を見ると、扶助費が約 1.8 倍と増加しています。扶助費は、人件費及び公債費とともに支出が義務付けられている義務的経費であり、簡単に削減することは困難な経費です。

また歳入について、近年は地方税の収入減に対して地方交付税が増加傾向にあります。今後人口減少が続けばそれに伴い税収も減少すると考えられます。

歳入が減少し、歳出の義務的経費が増加すると、公共施設等の整備に充てられる投資的経費が削減されるおそれがあります。

本町におけるここ 10 年間の投資的経費は年 6.3 億円程度です。一方これからの 40 年間で 1 年あたりの更新費用は 14.4 億円に上り、現在の投資的経費の水準では、本町が保有するすべての公共施設等を更新するには費用が不足すると見込まれています。更に投資的経費が削減されれば、公共施設等の老朽化対策がますます困難になります。

将来の財政状況を見据え、公共施設等の適正な保有量と配置を検討するとともに、確保可能な財源の中で必要な公共施設等を維持するために、公共施設等の管理運営方針の見直しを行う必要があります。

2.4 課題の整理

これまでに見てきた本町の公共施設等、人口及び財政の現状と将来推計から、今後、本町が公共施設等を管理していく上での課題は以下の通りです。

- | |
|--------------------|
| (1) 人口構成の変化に対する対応 |
| (2) 公共施設等の維持管理への対応 |
| (3) 行政サービスの維持 |

(1) 人口構成の変化に対する対応

本町の人口は昭和 45 年の約 10,800 人から一貫して減少しており、平成 27 年には約 7,400 人となり、平成 52 年には約 6,000 人になると推計されています。

また年齢区分別でも昭和 55 年から平成 52 年の 60 年間の 15～64 歳の生産年齢人口が 6,900 人（昭和 55 年）から約 3,000 人（平成 52 年）、15 歳未満は約 2,500 人（昭和 55 年）から約 700 人（平成 52 年）に減少する一方 65 歳以上は約 1,100 人（昭和 55 年）から約 2,300 人（平成 52 年）に増加すると推計されています。

このような総人口の減少による公共施設利用者の減少、維持管理費用の 1 人あたりの負担額の増加、生産人口の減少による町税の減少、高齢化が進むことによる扶助費の増加等に伴い、本町の財政事情は厳しくなることが予想されます。

このため、将来予測される人口規模に見合った、公共施設等の保有量を適正にすることが必要となります。また、人口の年齢構成が変化していくことに伴って、公共施設等に対する町民のニーズも変化していきます。これらの人口構成と社会情勢に即した行政サービスの提供が必要となります。

(2) 公共施設等の維持管理への対応

① 効率的な維持管理の必要性

公共施設等の更新費用の試算によると、従来と同程度の整備費用ではすべての公共施設等の修繕及び更新の費用が賄えないという結果になりました。

将来の財政状況の中で、公共施設等を確実に保全していくために、中長期を見据え、効率的な整備計画を立て、その費用を確保する必要があります。

② 公共施設等の老朽化への対応

本町が保有する公共施設等の多くは建設後数十年を経過しており、老朽化が進んでいます。旧耐震基準の（昭和 56 年以前）建築物も 22,351 m²あり、これらの古い公共施設等を安全に利用できる状態を維持するためには、適確な改修、修繕、更新が必要となります。

(3) 行政サービスの維持

今後は厳しい財政事情が予測されていますが、公共施設等は、町民に行政サービスを提供する場となっており、町民の皆様が生活の中で利用する施設です。

このような状況の中で公共施設の維持管理に係る費用を効率的に減少させ、一定水準の行政サービスの維持を図ることが課題となります。

3 公共施設等の管理に関する基本方針

今後は公共施設等の老朽化が進み、維持管理・更新や安全対策に従来よりも多くの維持管理費用が必要になると想定されています。

その一方で、財政状況は地方交付税の段階的縮減、生産年齢人口の減少による町税の減少、社会保障費の増加などの理由により、公共施設等の整備に充てられる投資的経費が減少すると見込まれます。

以上のような現状及び将来の見通しを踏まえて、本計画では公共施設等の管理に関する次の3つの基本方針を定めます。

- | |
|----------------------|
| (1) 公共施設等の保有量と配置の適正化 |
| (2) 公共施設等の長寿命化と安全確保 |
| (3) 維持管理・運営の効率化 |

(1) 公共施設等の保有量と配置の適正化

経済発展と時代の要請を背景に整備されてきた公共施設等ですが、財政上そのすべてを今後も保有し続けることは困難となってきました。将来予測される厳しい財政状況の中でも維持管理ができる規模にまで、公共施設等の保有量を削減し、且つ町民の方々ができる限り利用しやすい配置にすることが不可欠です。

① 公共建築物

公共建築物については、建物の更新や老朽化対策の検討をする際に、各施設が果たしている役割や担っている機能を改めて確認し、対象となる施設が今後必要であるかを再検討します。

その結果、十分必要性が認められる公共施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢や町民のニーズ等の変化等に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化による適正な配置等を図ることとします。

一方必要性が認められない施設については、廃止・撤去を検討するなど、戦略的な取組を推進することとします。

② インフラ系施設

インフラ系施設は面又はネットワークとして整備されているものが多く、また、道路や橋梁、上水道、下水道といった町民生活の基盤となっているため、短期的に削減することは困難です。

今後は、新規に整備又は拡大するものに関してはその必要性を十分に検討した上で整備するものとし、インフラの保有量の増大に歯止めをかけていくこととします。

(2) 公共施設等の長寿命化と安全確保

公共施設等は町民の日常生活の中で広く利用されており、万一老朽化による事故が発生した場合には、生活や社会経済活動に与える影響度は大きいものであるため、長期間、安全に利用できることが求められています。

公共施設等の長寿命化により町民が必要としている施設を長期間利用できるようになることで、1年あたりの維持管理のコストは低下し、財政的にも有利になります。

(3) 維持管理・運営の効率化

公共施設等の中には、行政が役割を果たすために必要な施設や、町民に提供しなければいけない施設があります。このような行政サービスを提供するために必須となる施設を維持していく上で、サービスの質を低下させずにコストを削減するためには、これらの施設の維持管理の効率化を図る必要があります。

維持管理の効率化のために「施設の複合化」、「民間手法・資金の活用」、「受益者負担の適正化」、「広告事業・施設命名権の導入」など、様々な公共施設等の特質に応じた手法を検討し、効率的な運営・管理を実施していくこととします。

3.1 公共施設等の保有量と配置の適正化

今後は人口減少、少子高齢化、温暖化等の社会情勢の変化に伴い公共施設等が果たすべき役割や求められる機能は変化していくものと予想されます。

そのため公共施設等の維持管理・更新計画を検討する際には対象となる施設の必要とされる役割や持つべき機能を検討し、必要性を評価します。

その結果、十分必要性が認められる公共施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢や町民のニーズ等の変化等に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化による適正な配置等を図ることとします。

一方必要性が認められない施設については、廃止・撤去を検討するなど、戦略的な取組を推進することとします。

このように今後は、公共施設等の必要性の検討と統廃合などによる配置の適正化を図ることとします。

(1) 公共施設等の建設の必要性の検討

新規に公共施設等を建設する場合には、計画段階でその施設の必要性について十分な検討を実施します。検討にあたっては現在と将来の需要も見据え、その必要性を見極めます。また建設費用だけでなく数十年間に必要となる管理費、修繕費などの維持管理に必要な経費も検討し、費用対効果の面からも建設の必要性の有無を考慮します。また未利用施設の再利用や既存施設の複合化などによる対応はできないかなど多方面から検討して、必要性が認められた場合のみ建設することとします。

また、建替え・更新の場合は、既存の建築物の規模と同程度かそれ以下にすることを基本とし、さらに、他施設と複合化することにより総延床面積を削減できないかなど費用の軽減を検討します。

(2) 公共施設等の統廃合と転用の推進

本町の将来の人口と財政に見合う保有量の適正化に向けて公共施設の統廃合を検討していきます。その場合には統廃合により行政サービスの質の低下を招かないように配慮することが必要となります。

統廃合にあたっては、従来の多くの公共施設等のように「単一機能」としてのハコモノ施設として考えるのではなく、1つの施設で複数の行政サービスが提供できる複数機能の施設として整備した方が複数機能による相乗効果により利用者数の増大、共同利用スペースによる延床面積の削減、行政サービスの連携強化等のメリットが生じることになります。

同種の施設が複数ある場合、それらを集約し、1つの施設に人員と費用を集中して拠点施設とすることで、施設機能とサービスを向上させることができます。

また、統廃合により廃止された公共施設については、別の用途に転用することにより、整備費用を抑えて必要な施設を確保することができます。

これらの複合化・集約化・転用に関するイメージを図 3.1.1 に示します。

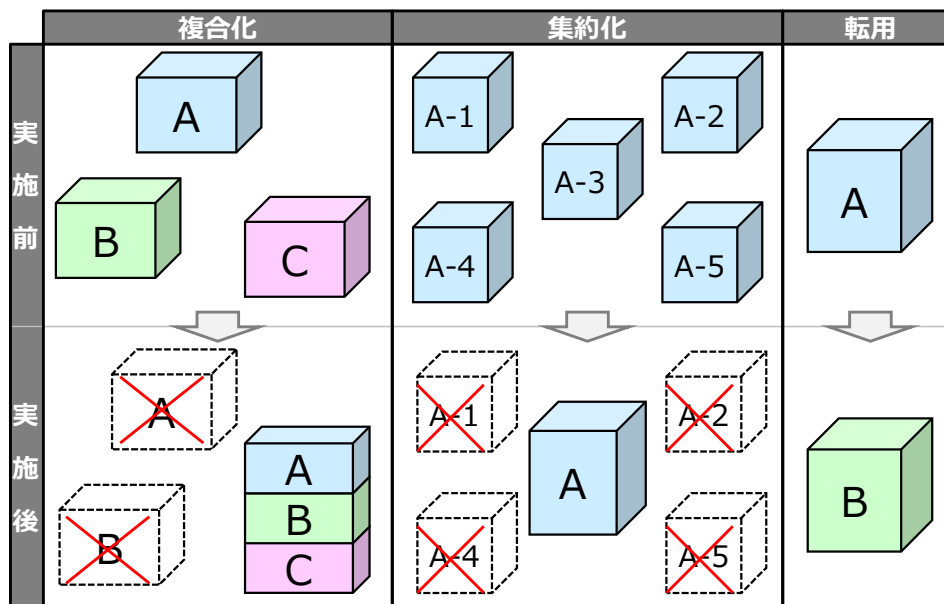


図 3.1.1 複合化・集約化・転用のイメージ

3.2 公共施設等の長寿命化と安全確保

本町が保有する公共施設等を今後もすべて維持していく場合には、老朽施設の更新及び修繕に今後 40 年間で約 575 億円もの費用が必要になると予測されています。

今後はこれら膨大な維持管理費用を全体的に抑えるとともに平準化させていくことが必要となります。

この更新費用の試算は、施設類型ごとに設定した更新単価と更新間隔（耐用年数）をもとに一律的かつ簡易的な計算手法により算出しています。

しかし、実際には個々の施設で劣化の進行速度が異なることと、一律の水準で管理しては更新費用に充てられる財源が不足するため、施設毎の実態に合った管理水準の設定が必要になります。

そこで、劣化の進みややすさと機能が損なわれた場合の社会的損害などのリスクを基準に公共施設等を施設類型ごとに数段階に分類し、それぞれ管理水準を設定する「リスクベースメンテナンス」を導入することとします。

保全の手法としては図 3.2.1 に示すように、保全の実施時期により、施設等の損壊の都度に修繕を行う（すなわち壊れたら直す）「事後保全」と、損壊する前に計画的に修繕を行って事故を未然に防ぐ「予防保全」とに分類できます。さらに、予防保全は実施時期を決定する基準によって、材質、構造、使用状況などから耐用年数と修繕間隔を設定する「時間基準保全」と、継続的な点検による劣化状況の把握から修繕時期を判断する「状態基準保全」とに分類できます。

従来は「事後保全型」の維持管理形態でしたが、今後は「予防保全型」へと転換し、計画的な維持管理を実施していくことが全国的にも進められています。

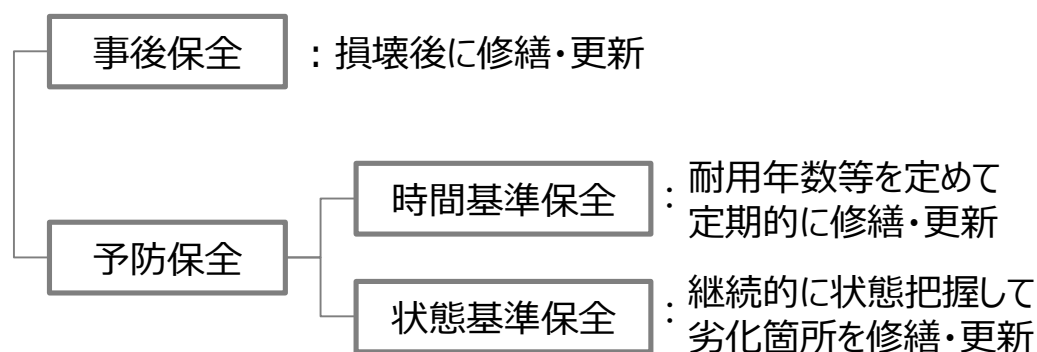


図 3.2.1 保全手法

「リスクベースメンテナンス」の考え方にに基づき分類した管理水準レベルごとに、各保全手法のメリットとデメリットを考慮して種類に応じたそれぞれの公共施設等に採用する手法を決定し、時間基準保全の場合の耐用年数や状態基準保全の場合の点検頻度などを設定します。

(1) 点検・診断等の実施

ア 点検・診断マニュアルの作成

- ・点検及び診断のマニュアルを施設類型ごとに作成。
- ・国や県のマニュアルを参考に本町の管理水準に適合した点検・診断マニュアルを作成。

イ メンテナンスサイクルの構築

- ・公共施設等の状態を点検し、点検結果に基づき更新又は修繕の内容を診断。
- ・点検と診断を定期的かつ継続的に実施することが重要。
- ・点検結果と修繕履歴を記録して蓄積することで、経年変化を把握することが可能。
- ・これらの記録は次の点検と診断に活用。

このように、点検、診断、措置及び記録を繰り返す「メンテナンスサイクル」を構築することで、公共施設等の安全確保と長寿命化を効果的に進めることが可能になります（図 3.2.2 参照）。

また、メンテナンスサイクルの中で記録した情報を収集して公共施設等の現状を把握し、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直しを行います。

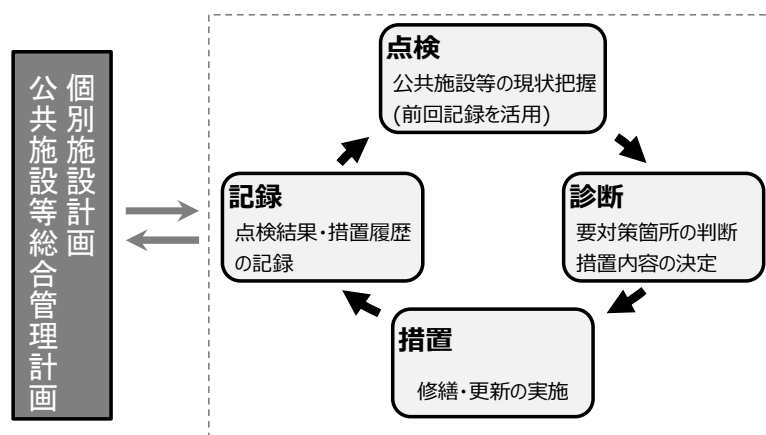


図 3.2.2 メンテナンスサイクル

ウ 管理者による日常的な点検

- ・管理者等が常駐している施設では、日常的に劣化、損傷、設備の不具合などについて点検し、必要に応じて修繕。

エ 町民による劣化・損壊の報告

- ・定期点検と管理者による日常的な点検では補いきれない部分について町民の方々の協力を得る。
- ・公共施設等の劣化や損壊などを発見した場合には町への報告を依頼。
- ・早期発見と迅速な対応により、事故を未然に防止。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施

ア ライフサイクルコストの削減

- ・公共施設等の設置から撤去までにかかるすべてのコスト（ライフサイクルコスト）を検討による全体のコスト削減。
- ・公共施設等を長寿命化することによるコスト削減。
- ・毎年のランニングコストは、施設を利用する長い期間で考えてみると、その割合は大きい。
- ・設計・建設の段階で、建設費用だけでなく管理と修繕のコストを削減できる材質、構造、工法などの検討が必要。
- ・断熱・日光遮断など省エネ効果向上と再生可能エネルギーの利用などによる光熱費削減と環境負荷の軽減。

イ 事業量と費用の平準化

- ・所管部署が個別に更新・修繕計画を立てると事業が短期間に集中し、費用が不足する年度が出るおそれがある。
- ・中長期的に更新及び修繕を計画し、町全体で事業量と費用が各年度で均等・平準化になるように調整した財政計画の立案。

(3) 安全確保の実施

ア 予防保全による危険への早期対応

- ・点検により危険性が高いと診断された施設について早期に修繕等の対策実施。
- ・利用者の多い公共施設等については優先的に対応。

イ バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

- ・高齢者や障がい者等にも配慮したバリアフリー、ユニバーサルデザインによる施設整備。
- ・誰もが安全に利用できる施設にすることによる、利用者の怪我などの予防。

(4) 耐震化の実施

ア 災害対策拠点等の優先的対応

- ・災害発生時に対策の拠点となる施設、避難所となる施設、緊急輸送道路などは優先的に耐震補強等対策を実施。
- ・他の耐震化が必要な施設についても優先順位をつけて順次整備。

イ 非構造部材と付属設備の耐震化

- ・建築物の基礎、柱、梁及び壁など構造の主要部分（躯体）の耐震化が必要。また、人身被害のおそれがある天井の落下や棚の転落等、地震対策を強化。
- ・非構造部材と周辺の設備も含めて耐震補強を実施し、地震発生時にも公共施設等の利用が安全なものとなるように整備。

ウ インフラ復旧計画の策定

- ・大規模災害発生時におけるライフラインの復旧と給水車など復旧までの代替手段の確保などについて計画とマニュアルの策定。

(5) 長寿命化の実施

ア 長期利用を見据えた設計と建設

- ・頑強な構造と耐久性に優れた材料を利用し、長期間安全に利用できる公共施設の建設。

イ 予防保全による寿命の延長

- ・損傷が軽微な早期段階での予防的な修繕の実施。
- ・公共施設等の利用可能年数を縮める致命的な劣化の防止。
- ・これらの「予防保全」により施設を長期間利用。

ウ 長寿命化改修による耐久性の回復・向上

- ・耐久性が低下した公共施設等に対して、構造等の補強により耐久性を上昇させる長寿命化改修の実施。
- ・建設時に想定した耐用年数を超えた長期利用が可能。

エ 長寿命化対象施設の選定

公共施設等の利用可能年数（耐用年数）を決定する要素として、法令上の基準、公共施設等自体の物理的耐久性能、社会が公共施設等に求める機能水準及び公共施設等を存続させるための費用効率の4つがあり、要素ごとに耐用年数が決まります（表 3.2.1 参照）。

- ・法定耐用年数は税務及び会計の基準として使用する年数であり、実際の利用可能年数とは乖離することがある。
- ・物理的、機能的及び経済的耐用年数を考慮して長寿命化を検討。
- ・維持管理及び修繕の費用は、公共施設等の老朽化の進行により増加。
長寿命化改修により耐久性能を回復させても費用の削減につながらない場合もある。

したがって、機能向上改修の費用も含め、今後数十年間という長い期間で必要となる費用について、長寿命化改修を行う場合と行わずに更新した場合で試算し、費用削減効果がある場合に長寿命化改修を実施することとします。

表 3.2.1 耐用年数の種類

種類	説明
法定耐用年数	税務上、減価償却率を求める場合の基となる、財務省令により定められた耐用年数。
物理的耐用年数	材料・部品・設備の劣化によって公共施設等の性能が低下し、物理的に利用できなくなるまでの年数。
機能的耐用年数	経年劣化により性能が低下し、公共施設等に求められる機能水準を下回るまでの年数。要求水準の向上により、耐用年数が縮むこともある。
経済的耐用年数	公共施設等の維持・修繕に必要な費用が増加し、更新又は新設の方が全体費用を抑制できるようになるまでの年数。

3.3 維持管理・運営の効率化

(1) 民間との連携

ア 指定管理者制度、業務委託の推進

- ・必ずしも行政が実施しなくても民間によるサービスの質や量が確保される施設の運営は民間に委託。
- ・指定管理者制度による民間の経営手法を公共施設の管理と運営に活用。
- ・同種の施設又は同種の業務は一括で委託し効率化を高める。

イ PFI による公共施設等の整備と運営

- ・民間の資金と手法を用いて行う PFI (Private Finance Initiative) 事業による公共施設等の整備と運営。
- ・民間事業者の経営能力を活用して低廉かつ良質な公共サービスの提供が可。
- ・従来、行政が行ってきた事業への民間参入を促すことで経済の活発化を期待。

(2) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

ア 全庁横断的組織による協議と情報共有

- ・公共施設等を所管する各部署の職員が参加する全庁横断的な協議会の設置。
- ・個別施設計画を策定する際に意見を交換、他部署が取り組む効率的な施設運営の情報を共有。
- ・部署間の協力と情報共有の場として活動。

イ 他部署所管施設の積極的活用

- ・他部署が所管する施設を使用することで行政サービスが効率的に実施できる場合は、積極的に活用。
- ・庁内の協議会において他部署所管の施設の情報収集と、協力体制の構築。

ウ 職員研修の実施

- ・町全体が統一的な方針のもとで公共施設等を管理するために、公共施設等を所管する各部署の担当職員を対象とした研修を実施。
- ・本計画を職員に周知させることにより公共施設等の効率的な管理を学ぶ。

4 フォローアップの実施

本計画の策定にあたっては平成 28 年度時点で本町が保有している公共施設等を調査しました。この保有状況の調査により年度ごとに更新されていく公共施設等についてその全体像を把握します。

調査は、総務課が事務局となり、各部署の協力の下で公共施設等の情報を収集した上で集計するものとします。

本計画で定めた方針に基づき、各部署においては、各部署が管理している施設の個別施設計画を策定し、所管する公共施設等の計画的な管理を実施していきます。

4.1 PDCA サイクルによるフォローアップ

本計画は、計画期間を平成 29 年度から平成 48 年度までの 20 年間とします。

計画期間中は、本計画で定めた方針に基づき、公共施設等の管理を実施します。

ただし、公共施設は毎年更新あるいは用途変更や廃止などもあり得ます。公共施設等の保有及び管理状況の推移と社会情勢の変化に適切に対応するため、5 年ごとに本計画の見直しを実施します。

見直しの実施は、図 4.1.1 で示すように、計画、実施、評価及び改善を PDCA サイクルに沿って繰り返し行うものとします。

計画の見直しの際には、各部署が策定した個別施設計画と整合をとり、公共施設等の管理に関する本町の計画体系を整備します。

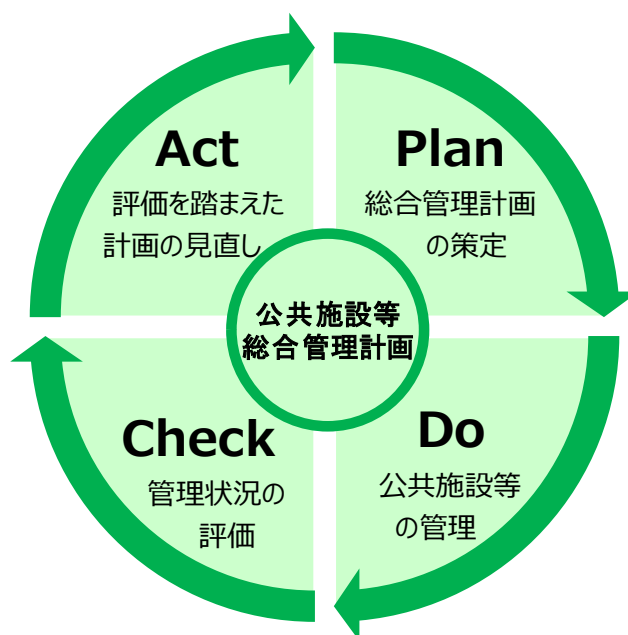


図 4.1.1 PDCA サイクル

4.2 今後のスケジュール

今後は本計画の基本方針及び関ヶ原町社会資本整備計画と整合を図りながら、個別施設ごとの具体的な取組み内容を検討の上、今後、個別施設計画を策定し、スケジュールのとおり全庁的に取り組んでいくこととします（表 4.2.1 参照）。

表 4.2.1 スケジュール表

計画等	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	...	平成38年度	平成39年度	備考
上位・関連計画												
関ヶ原町社会資本整備計画	一次整備計画推進				二次整備計画推進							
関ヶ原町人口ビジョン	まち・ひと・しごと創生総合戦略 平成27年度から30年間											
公共施設等に関する計画												
関ヶ原町公共施設等総合管理計画	計画策定	職員周知								必要に応じて 評価・見直し		公共施設等管理の 基本方針
公共施設アクションプラン〔仮称〕 個別施設計画策定			計画策定	計画実施		PDCA		見直し		PDCA		概ね5年ごとに PDCAサイクル

5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

5.1 公共建築物の更新費用の縮減

公共建物等の「(3) 更新費用の試算」(P. 16)で明らかとなった現在の施設規模や施設数を維持していくための将来の更新費用は、今後40年間で約296億円かかるものと見込まれます。このことから将来の投資費用は年平均で7.4億円となります。

一方で直近の5年間の改修等にかけた投資費用は年平均で約2.5億円となります。これは、このままでは現在の公共施設を3割程度しか維持できないことを示しています。

さらに、建替え更新時期が今後15年後からの7年間(平成44年～平成51年)に集中することが見込まれます。このように建物自体の更新を同時多発的に行うことは、財政的な問題もさることながら、公共施設を利用される町民に対しての安全確保と行政サービスの円滑な提供を維持することが困難であることを示しています。

公共施設については、現在ある公共施設のサービス機能のうち、今後必要となる機能を見極めた上で、総量の見直しや非効率的な部分を是正するなど、予測される今後の財政状況と改修、更新にかかる経費とのバランスをとり、持続可能な行政サービスの提供を実現するための見直しを進めることとします。

そこで、「3 公共施設等の管理に関する基本方針」(P. 26)に掲げたように、機能集約等による施設総量の縮減、既存施設の延命化・長寿命化、管理運営費の縮減、また歳入面では、国県などの特定財源の確保、計画的な基金積立など、公共施設の在り方を踏まえた多様な取組により、トータルとして更新費用不足額の解消を図り、中長期的な視点によるマネジメントに取り組み、予想される今後の財政状況と公共施設等の改修・更新にかかる経費とのバランスをとりながら、町民への行政サービスの継続性に配慮した公共施設の実現を目指します。

5.2 更新費用縮減のための取組

財政的に厳しい状況下で、地域住民の利便性を考慮しながら最少の経費で最大の効果を発揮するために、施設にかかるコスト削減や機能改善等を積み重ねながら、将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点（全体最適）に立って、公共施設マネジメントを推進していくことが必要です。そのためには、公共施設の老朽度と将来の人口ニーズなど公共施設における現状の課題を的確に把握し、全庁的な観点から縮減効果の高い施設を抽出し、重点的かつ優先的に統合や集約など再配置に向けた取組を積極的に取り入れることが必要です。

関ヶ原町では、施設総量の多い施設として全施設規模（延床面積）に占める割合が高い施設用途の小学校（13.8%）、中学校（12.4%）、医療施設（25.0%）、集会施設（13.2%）、公営住宅（8.0%）等に対して積極的に取組の検討を施す必要があります。これらのうち、「ベンチマーク分析」（表5.2.1参照）においては、小学校、中学校、保育園、集会施設、公営住宅の町民1人当たりの施設規模が、全国や県内町の平均値を超えています。

表 5.2.1 ベンチマーク分析表

用途分類		施設数	延床面積 (㎡)		試算年代	H52	ベンチマーク表(人/㎡)(※)															
大分類	中分類		構成比(%)	構成比(%)			全国平均	県内平均	関ヶ原町	岐阜県白川町	長野県立科町	三重県大台町	3町平均									
町民文化系施設	集会施設	14	8,980	13.2%	13.2%	全年代 80.4% 全年代 80.4% 全年代 80.4%		H27国調人口(人)														
								公民館			0.37	0.71	0.89	0.23	0.61							
								公会堂・市民会館+図書館			0.60	0.12		0.16	0.14							
								集会施設	0.19	0.09	0.24	0.55	0.61	0.42	0.46							
社会教育系施設	博物館等	2	1,008	1.5%	1.5%			博物館				0.06	0.07									
								0.06	0.07													
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設 レクリエーション施設・ 観光施設	12	2,044	3.0%	4.5%			体育館						0.22	0.12	0.46	0.64	0.41				
学校教育系施設	学校	4	9,396	13.8%	26.2%	~15歳 88.7% ~15歳 88.7%		小学校							0.85	0.78	1.27	2.16	0.92	1.51	1.53	
			8,449	12.4%																		
子育て支援施設	幼保・こども園	4	793	1.2%	5.1%			中学校							0.52	0.53	1.14	1.51	1.04	1.36	1.30	
			2,671	3.9%																		
保健・福祉施設	社会福祉施設 障害福祉施設	2	2,497	3.7%	4.3%	65歳~ 86.3% 65歳~ 86.3%		保育園							0.06	0.04	0.36	0.33	0.22	0.41	0.32	
			416	0.6%																		
行政系施設	庁舎等 消防施設 その他行政系施設	2	3,880	5.7%	6.2%	全年代 80.4%		本庁舎							0.15	0.11	0.52	0.34	0.46	0.70	0.50	
			300	0.4%																		
			80	0.1%																		
公営住宅	公営住宅	3	5,460	8.0%	8.0%			公営住宅							0.73	0.43	0.74	1.10	0.98	0.09	0.72	
その他	その他	5	1,430	2.2%	2.2%			(※)関ヶ原町:町民一人当たりの施設規模(延床面積 / H27国調町人口:7,419人)、他:「公共施設状況調査」より算定														
下水道施設	下水道施設	3	2,008	2.9%	2.9%																	
上水道施設	上水道施設	4	613	0.9%	0.9%																	
医療施設	医療施設	1	17,070	25.0%	25.0%																	
行政財産合計		69	68,173	100.0%				行政財産 建物計							3.80	3.19	6.82	9.84	6.14	8.50	8.16	
普通財産		2	3,837																			
施設数合計		71	72,010																			

※ 上表中のベンチマーク数値の青文字は全国・県内平均以上であるが、3町平均値よりも下回っている数値、赤文字は全国・県内・3町平均を上回っている数値を示す。

また、利用者推移見込みにおいては、小学校、中学校、医療施設、集会施設、公営住宅といった施設規模が大きい用途すべてにおいて、利用者（各施設の利用対象年代）が将来時に大きく減少すると想定されています。

しかしながら、公共施設の縮減への取組にあたって、単なる施設総量の縮減に止まらず、多機能化・複合施設化を基本として、施設利用者の利便性向上を図るとともに、安全安心の確保に取り組んでいきます。また、地域住民の利用を中心とした施設については、地域住民の自発的な活動にとってより使い勝手の良いものとするため、地元自治会への移管等を進めることとします。

そこで、今後の公共施設マネジメントの取り組み方針として、「施設総量の適正化」、「点検・診断等」、「維持管理・修繕・更新等」、「安全確保」、「耐震化」、「長寿命化」の6つの項目を柱として、中長期的な取り組みを進めていくこととしています。

P.41以降に施設類型ごとの取組方針を整理します。

5.3 施設類型ごとの取組方針

1 町民文化系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①集会施設	14	8,980	公民館、研修施設、多目的集会施設 集落センター、ふれあいセンター他
合計	14	8,980	

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 集会施設では昭和 56 (1981) 年度以前に建築された施設において、「関ヶ原町中央公民館」は耐震補強未実施、「関ヶ原中央公民館 別館」は耐震診断結果は合格という結果である。昭和 56 (1981) 年度以降の建築物は新耐震基準後の施設であり、耐震診断は実施していない。 ● 「関ヶ原町中央公民館」は昭和 46 (1971) 年の建設。エレベーターなどバリアフリーの対応が遅れ、耐用年限 (鉄筋コンクリート 60 年) が迫っており、外観も老朽化が目立つ。



取組方針	
施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関ヶ原町中央公民館」は築年数や施設の老朽化の状況を踏まえた上で長寿命化あるいは「ふれあいセンター」への機能統合について検討する。また指定管理者制度を導入など運営面でのコスト縮減化を検討する。 ○ その他の集会施設は町民の生涯学習活動の拠点として、安全な施設を提供するため、日常点検の結果により発見された劣化や損傷は早期に修繕を行う。また、将来、施設の更新を行う場合には、民間活力 (PPP/PFI/指定管理者制度) の導入の可能性を検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準の施設である「関ヶ原町中央公民館」は、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

2 社会教育系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①博物館等	2	1,008	歴史民俗資料館、不破関資料館
合計	2	1,008	

現状・課題

- 「不破関資料館」は昭和 57 (1982) 年の建設であり、新耐震基準後の建築物である。「関ヶ原町歴史民俗資料館」は地上 2 階建てでエレベーターなどバリアフリーの対応も充足している。
- 「不破関資料館」は直営で、年間利用者数が 5,000 人に満たない低利用施設であることが課題である。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関ヶ原町歴史民俗資料館」は、長寿命化に向けた施設点検を実施し、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討する。 ○ 「不破関資料館」は築年数や施設の老朽化状況に加えて、利用動向、維持・運営状況を踏まえた上で、更新の実施や他施設との統廃合、転用の可能性などについて検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準の施設である「関ヶ原町歴史民俗資料館」は、耐震診断の結果、耐震性能を満たしていると判断された。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

3 スポーツ・レクリエーション系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①スポーツ施設	3	2,044	町民体育館、町民プール、桃配運動公園
②レクリエーション施設・観光施設	9	1,078	グリーンウッド関ヶ原、駅前観光交流館、公衆便所、レンタサイクル他
合計	12	3,121	

現状・課題

- 「関ヶ原町民体育館」は昭和47(1972)年度の建設で耐震補強は未実施である。また、耐用年限(鉄骨45年)を迎えつつあり、外観上も老朽化が目立つ。町有施設唯一の屋内運動施設であり、運営形態は包括委託、年間利用者は約12,000人である。
- 6箇所ある「公衆便所」は昭和59(1984)年より逐次建設されており、観光で訪れる人々の利用が頻繁であり、維持補修を行わず放置した場合、施設自体の安全性に懸念がある。
- 「グリーンウッド関ヶ原」は、運営は直営で管理棟の建設は平成9(1997)年度である。もっとも古いバンガロー2棟で平成7(1995)年建設の木造建築物である。同施設は避難所として指定されている。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関ヶ原町民体育館」「関ヶ原町民プール」「桃配運動公園」は中長期的な視点で建物の劣化状況を調査し、建替えと長寿命化のコスト比較を行いながら在り方を検討する。 ○ 「公衆便所」は日常点検を行い、その結果をもとに将来、修繕が必要と判断された際、修繕の実施の是非や建替えについて検討する。 ○ 「グリーンウッド関ヶ原」の施設は日常の維持管理や劣化調査の結果をもとに、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討し、計画的かつ確実に実施することで長寿命化を図る。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努め、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準の施設である「関ヶ原町民体育館」は、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

4 学校教育系施設

分類	施設数	延床面積 (m ²)	施設名称
①学校	4	9,396	小学校
		8,449	中学校
合計	4	17,845	

現状・課題

- 現行の小学校、中学校ともに『公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き』によるところの小規模校（小学校 6～11 学級、中学校 3～11 学級）の状況である。
- 現行の小中学校施設は全て新耐震基準後の建築物であり、体育館のみ避難所として指定されている。また、現行の小中学校施設は全て耐震化済みであり、健全である。
- 町民 1 人当りの施設規模が、全国や県内町の平均値を超えている。しかしながら、体育館は非常災害時に避難所として地域住民の避難生活の拠点としての役割を担う施設であることから、常に健全な状態を維持できるよう、継続的に維持管理費を確保することが課題である。



取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関ヶ原小学校」と「今須小学校」、「関ヶ原中学校」と「今須中学校」は、将来的な児童数・生徒数の推移(予測)を踏まえ、施設の適正規模及び適正配置を考慮し統合化を検討する。 ○ 統合化に合わせ、長寿命化に向けた施設点検を実施し、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討する。また、余裕教室の活用方法として放課後児童クラブなど複合・集約化について検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努め、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

5 子育て支援施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
① 幼稚園・保育園・ こども園	1	793	幼稚園
	4	2,671	保育園
合計	5	3,464	

現状・課題

- 全ての幼稚園・保育園は避難所に指定されているが耐震補強未実施であることが課題である。特に「東保育園」、「西保育園」、「関ヶ原小学校附属幼稚園」は新耐震基準前の建築であり、老朽化、耐震性が課題である。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関ヶ原小学校附属幼稚園」は平成 28 (2016) 年度末で廃止し、放課後児童クラブとして利活用する。利活用にあたり、耐震化及び長寿命化の視点で施設点検を実施し、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討する。 ○ 「東保育園」と「西保育園」は平成 29 (2017) 年度から、地域ニーズを踏まえ認定こども園に転換する。築年数や施設の老朽化状況に加えて、利用動向、維持・運営状況を踏まえた上で、更新の実施や他施設との統廃合、転用、民営化の可能性などについて検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準の施設である「東保育園」、「西保育園」、「関ヶ原小学校附属幼稚園」は、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

6 保健・福祉施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①社会福祉施設	2	2,497	国保保健福祉総合施設やすらぎ 老人福祉センター
②障害福祉施設	1	416	さくらんぼの家
合計	3	2,913	

現状・課題

- 「国保保健福祉総合施設やすらぎ」は、在宅介護支援センターやデイサービスセンターを配備した施設として、国民健康保険 関ヶ原病院に併設、平成 15 (2003) 年の建設である。避難場所に指定されている。
- 「老人福祉センター」は昭和 55 (1980) 年の建設で、耐震補強は未実施、エレベーターなどバリアフリーの非対応であることが課題である。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国保保健福祉総合施設やすらぎ」は、長寿命化に向けた施設点検を実施し、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討する。 ○ 「老人福祉センター」は平成 29 (2017) 年、老朽化に伴い取り壊して用途廃止とする。 ○ 「さくらんぼの家」は、昭和 53 (1978) 年に小規模授産施設として建設し、旧北幼稚園を利活用した施設である。今後は築年数や施設の老朽化状況に加えて、利用動向、維持・運営状況を踏まえた上で、更新の実施や他施設との統廃合、転用の可能性などについて検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準の施設である「さくらんぼの家」は、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

7 行政系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①庁舎等	2	3,880	役場、役場分庁舎
②消防施設	9	300	消防団車庫
③その他行政系施設	2	80	防災倉庫
合計	13	4,259	

現状・課題

- 「関ヶ原町役場」は平成 19 (2007) 年建設であり、免震装置を配備しており、地上 3 階建てでエレベーターなどバリアフリーの対応がなされ、建築及び町民サービス等は健全である。
- 各地区の消防団施設に付随する車庫は、全て新耐震基準後の建築物であるが、耐震診断は未実施である。車庫の構造は木造、鉄骨造であり、地震などの災害時における機能発揮に課題がある。
- 消防倉庫は、全て新耐震基準後の建築物であるが、耐震診断は未実施である。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役場は設備類について包括委託など民間ノウハウを活用した保守管理業務の質の向上・事務量の低減・コスト削減を検討する。 ○ 消防施設は、長寿命化及び耐震化に向けた施設点検を実施し、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

8 公営住宅

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①公営住宅	3	5,460	中山住宅、御祭田住宅、天満住宅
合計	3	5,460	

現状・課題

- 関ヶ原町には3つの公営住宅があるが、住居数に対し入居世帯がほぼ満杯状況である。但し「中山住宅」の住宅では入居率7割から8割程度となっている。
- 「中山住宅」と「御祭田住宅」は新耐震基準前の建築であり、耐震診断も未実施の状況であり、災害時の安全性確保が課題である。また、同施設は簡易平屋であり耐用年限を越え、老朽化に対する対策が課題である。

取組方針

施設総量の適正化	○ 簡易平屋の公営住宅については、現入居者の退去後は新規入居者を受け付けず、施設の除却を検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 旧耐震基準の施設である「中山住宅」と「御祭田住宅」は、簡易平屋という構造を加味した上で、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

9 その他

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①その他	5	1,430	明神の森、斎苑、公衆便所 他
合計	5	1,430	

現状・課題

- 「明神の森」の建築物は保健保安林、水源かん養保安林を管理するための管理事務所である。昭和 63 (1988) 年建設、耐用年限 (木造 30 年) が迫っており、外観も老朽化が目立つ。
- 「関ヶ原斎苑」は、平成 4 (1992) 年建設で新耐震基準後の建築物であり、平成 21 (2009) 年に改修工事を行い増築している。関ヶ原町唯一の火葬場であるので、火葬炉の修繕等は計画的に行う必要がある。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「大高農村公園公衆便所」及び「関ヶ原町十九女池公衆便所」の2公衆便所は更新時期における施設の在り方(再配置・統廃合等)について検討する。 ○ 「明神の森」管理事務所は、建物の劣化状況を調査し、建替えと長寿命化のコスト比較を行いながら在り方を検討する。 ○ 「関ヶ原斎苑」については、中長期的な視点で建物の劣化状況を調査し、建替えと長寿命化のコスト比較を行いながら在り方を検討する。 ○ 「関ヶ原町資源物ストックヤード」は、将来的に修繕が必要となったときに、施設の必要性などを考慮した上で、修繕の実施の是非や建替えについて検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

10 下水道施設

分類	施設数	延床面積 (m ²)	施設名称
①下水道施設	3	2,008	浄化センター 農業集落排水処理施設
合計	3	2,008	

現状・課題

- 「関ヶ原浄化センター」は平成 10(1998)年の建設、構造は鉄筋コンクリートである。処理場施設は運営を民間への包括委託としている。
- 「玉農業集落排水処理施設」と「今須農業集落排水処理施設」ともに運営形態は民間への包括委託である。両建築施設とも鉄筋コンクリート造で新耐震基準後の建設である。



取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関ヶ原浄化センター」は短期で耐震診断を実施し、耐震補強の工事を平成 29 年度から実施する。中長期的な視点では施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。 ○ 「玉農業集落排水処理施設」は公共下水道へ接続時期(平成 31 年)を目処に用途廃止を検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関ヶ原浄化センター」は平成 26 年度に総合地震対策計画を策定し、平成 29 年度から耐震補強工事を行う。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

11 上水道施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①上水道施設	4	613	浄水場
合計	4	613	

現状・課題

- 「藤古川浄水場」は昭和 39 (1964) 年の建設であり、耐震補強未実施で老朽化が著しい。藤古川水源自体、施設の老朽化が著しく土砂堆積に伴う貯留機能の低下から平井水源への移行を推進している。
- 「平井浄水場」は平成 4 (1992) 年、「上の谷浄水場」は昭和 63 (1988) 年、「今須中町浄水場」は昭和 47 (1972) 年の建設。いずれも関西電力管内である。藤古川水源から平井水源への移行に伴い、施設規模の見直しが課題である。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「藤古川浄水場」及び「今須中町浄水場」は、「平井浄水場」の拡張整備に合わせ、配水施設に切り替え、取水・浄水機能は予備施設とする。 ○ 「平井浄水場」は藤古川水源から平井水源への移行に合わせて機能面の拡充を図る目的で施設の拡張を実施する。 ○ 「上の谷浄水場」は今後も単独施設で使用するため、施設更新を計画的に推進する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準の施設である「藤古川浄水場」及び「今須中町浄水場」は、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

12 医療施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①医療施設	1	17,070	国民健康保険 関ヶ原病院
合計	1	17,070	

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 「国民健康保険 関ヶ原病院」の建設は昭和 25 年（1950）、一般病床 88 床であり、診療本館である北病棟を含めた全 24 棟が施設の保有数となる。棟の中には旧給食棟（霊安室）や救急外来棟など築造 50 年以上となる施設があり、施設全般に老朽化が目立つ。また、病棟 3 棟のうち 1 つは耐震工事未実施である。 ● 「国民健康保険 関ヶ原病院」は業務委託費や経費での支出が多く経営面での採算性に課題があり、現在、病床数を減少させ、施設の減築・集約を行い「診療所」としての運営に切り替える過渡期にあたる。



取組方針	
施設総量の適正化	○ 平成 29 年度に「国民健康保険 関ヶ原病院」は経営的な課題を克服する目的で施設の解体、縮減を行い、病床数 19 床以下（保有延床面積 15,795 ㎡⇒5,745 ㎡に縮減）の「診療所」となる。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 耐震補強工事が未実施である「関ヶ原病院 北棟」は、今後の運営等の方向性を見据えた上で、耐震補強の必要性を検討する。
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

13 インフラ施設

分類		総延長 (m)	面積 (㎡)	備考
①道路	町道	129,838	592,941	
	林道	34,306	105,174	
	農道	29,572	98,856	
②橋梁		1,121	6,254	
③上水道管路		98,967	—	
④下水道管路		80,970	—	

現状・課題

- インフラ施設は、管理運営の方法が建物等施設とは異なり、それぞれ構造が異なるため、施設ごとに対応した適切な保全・更新を行う必要がある。
- 人口動態やニーズに対応したインフラ施設整備が求められる。
- インフラ施設を面的に縮減していくことは難しいため、計画的に維持管理・修繕・更新等を行うことが重要になる。



取組方針

施設総量の適正化	—
点検・診断等	○ 各施設の劣化や損傷状況等を把握するため、国等が示す「基準」や「要領」に準拠して、インフラ施設ごとの適切な点検・診断を実施し、その結果を蓄積し、計画的な修繕等や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検等の結果をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合には、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ インフラ施設は、国等の基準に基づき耐震化を検討する。
長寿命化	○ インフラ施設は、管理運営の方法が建物等施設とは異なり、施設ごとに専門性を有することから、個別の長寿命化計画等の方針等に沿って計画的かつ効率的に施設を保全・更新する。

資料編

1. 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省通知）

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日
総務省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画(行動計画)・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)の策定に取り組まれるようお願いいたします。なお、総合管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いいたします。

※ 総務省通知は第一～第六までであるが、第一の記載すべき事項のみ掲載する。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載することが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し(30年程度が望ましい)
- (3) 公共施設等の維持管理 ii・修繕 iii・更新 iv 等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充満可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP/PFI の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理 viii の考え方を取り入れる、トータルコストの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新等の方針については、⑥統廃合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型(道路、学校等)の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

2. 公共施設等一覧表

資表 2-1 町民文化系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
集会施設	関ヶ原ふれあいセンター	4,422.40	1994	H6	鉄筋コンクリート
	関ヶ原町今須生活改善センター	236.59	1974	S49	鉄骨造
	関ヶ原町中央公民館	2,745.21	1971	S46	鉄筋コンクリート
	関ヶ原町北部集落センター	300.00	1980	S55	鉄骨造
	今須貝戸集落構造改善センター	114.10	1984	S59	鉄骨造
	今須竹ノ尻転作促進施設	91.89	1982	S57	鉄骨造
	今須門間転作促進研修施設	105.55	1983	S58	鉄骨造
	山中多目的集会施設	231.00	1982	S57	鉄骨造
	小関集落センター	143.50	1985	S60	鉄骨造
	瑞竜転作促進研修施設	69.00	1983	S58	鉄骨造
	大高転作促進研修施設	106.23	1982	S57	鉄骨造
	東町転作促進研修施設	190.10	1986	S61	鉄骨造
	藤下転作促進研修施設	73.11	1983	S58	鉄骨造
	野上転作促進技術研修施設	151.25	1981	S56	鉄骨造
	14 施設	8,979.93			

資表 2-2 社会教育系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
博物館等	関ヶ原町歴史民俗資料館	839.00	1981	S56	鉄筋コンクリート
	不破関資料館	169.19	1982	S57	鉄筋コンクリート
		2 施設	1,008.19		

資表 2-3 スポーツ・レクリエーション系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
スポーツ施設	関ヶ原町民体育館	1,643.62	1972	S47	鉄骨造
	関ヶ原町民プール	275.04	1988	S63	鉄骨造
	桃配運動公園	125.05	1982	S57	鉄骨造
	3 施設	2,043.71			
レクリエーション施設・ 観光施設	グリーンウッド関ヶ原	708.84	1997	H9	木造
	レンタサイクルハウス	36.00	2011	H23	木造
	駅前観光交流館	243.44	2016	H28	木造
	丸山公衆便所	19.20	1995	H7	木造
	今須公衆便所	20.00	1990	H2	鉄骨造
	笹尾山公衆便所	12.60	1991	H3	木造
	山中公衆便所	7.00	1989	H1	鉄骨造
	松尾公衆便所	12.60	1993	H5	木造
	陣場野公園公衆便所	18.00	1984	S59	鉄骨造
	9 施設	1,077.68			

資表 2-4 学校教育系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
学校	関ヶ原小学校	6,994.00	2009	H21	鉄筋コンクリート
	関ヶ原中学校	6,387.00	2015	H27	鉄筋コンクリート
	今須小学校	2,402.00	1985	S60	鉄筋コンクリート
	今須中学校	2,062.00	1985	S60	鉄筋コンクリート
	4 施設	17,845.00			

資表 2-5 子育て支援施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
幼稚園・保育園・こども園	関ヶ原小学校附属幼稚園	792.97	1978	S53	鉄筋コンクリート
	今須保育園	507.52	1982	S57	鉄筋コンクリート
	西保育園	883.57	1978	S53	鉄筋コンクリート
	東保育園	776.40	1977	S52	鉄筋コンクリート
	北保育園	504.00	1981	S56	鉄筋コンクリート
	5 施設	3,464.46			

資表 2-6 保健・福祉施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
社会福祉施設	国保保健福祉総合施設やすらぎ	1,591.51	2003	H15	鉄筋コンクリート
	老人福祉センター	905.90	1980	S55	鉄筋コンクリート
	2 施設	2,497.41			
障害福祉施設	さくらんぼの家 (旧北幼稚園)	415.70	1978	S53	鉄筋コンクリート
	1 施設	415.70			

資表 2-7 行政系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
庁舎等	関ヶ原町役場	3,455.87	2007	H19	鉄筋コンクリート
	関ヶ原町役場分庁舎	424.00	1974	S49	鉄骨造
	2 施設	3,879.87			
消防施設	消防団車庫 西部分団	51.73	2011	H23	木造
	消防団車庫 西部分団第1班	22.68	1989	H1	木造
	消防団車庫 西部分団第2班	22.68	1997	H9	木造
	消防団車庫 中部分団第1班	22.68	1991	H3	木造
	消防団車庫 中部分団第2班	22.68	1981	S56	木造
	消防団車庫 東部分団	51.73	2009	H21	木造
	消防団車庫 東部分団第1班	22.68	1983	S58	木造
	消防団車庫 北部分団	51.26	2008	H20	鉄骨造
	消防団車庫 北部分団第1班	31.80	1984	S59	鉄骨造
	9 施設	299.92			
その他行政系施設	今須防災倉庫	31.59	1982	S57	木造
	防災倉庫	48.00	1996	H8	鉄骨造
	2 施設	79.59			

資表 2-8 公営住宅の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
公営住宅	御祭田住宅	905.33	1974	S49	簡易平屋
	中山住宅	3,570.47	1970	S45	木造, 簡易平屋
	天満住宅	983.90	1983	S58	簡易平屋
	3 施設	5,459.70			

資表 2-9 その他の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
その他	関ヶ原斎苑	870.41	1992	H4	鉄筋コンクリート
	関ヶ原町資源物ストックヤード	499.20	2007	H19	鉄骨造
	関ヶ原町十九女池公衆便所	7.00	1995	H7	
	大高農村公園公衆便所	4.80	1997	H9	
	明神の森	48.75	1988	S63	木造
	5 施設	1,430.16			

資表 2-10 下水道施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
下水道施設	関ヶ原浄化センター	1,575.88	1998	H10	鉄筋コンクリート
	玉農業集落排水処理施設	76.00	1992	H4	鉄筋コンクリート
	今須農業集落排水処理施設	356.09	2010	H22	鉄筋コンクリート
	3 施設	2,007.97			

資表 2-11 上水道施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
上水道施設	上の谷浄水場	101.62	1990	H2	鉄筋コンクリート
	今須中町浄水場	44.65	1972	S47	鉄筋コンクリート
	藤古川浄水場	242.98	1967	S42	鉄筋コンクリート
	平井浄水場	224.00	1989	H1	鉄筋コンクリート
	4 施設	613.25			

資表 2-12 医療施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
医療施設	国民健康保険 関ヶ原病院	17,069.99	1976	S51	鉄筋コンクリート
	1 施設	17,069.99			

3. 用語解説

用語解説 (1/3)	
用語	説明
あ インフラ長寿命化基本計画	<p>国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤などのインフラによって支えられています。その多くが昭和の高度成長時代に集中的に整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えます。</p> <p>こうした状況に対応するため、平成25(2013)年11月に、国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が取りまとめ、示されたものがこの計画です。この計画を受けて、インフラを管理する国や地方公共団体はインフラの維持管理・更新等について、行動計画及びインフラごとの個別施設計画を策定することになっています。</p>
か 旧耐震基準	<p>昭和56(1981)年5月以前の旧耐震基準は、中規模の地震を想定しており、震度5強程度の揺れでも倒壊せず、破損した場合においても、補修により継続使用が可能ということで義務付けられたものです。</p>
行政財産	<p>町の財産のうち、土地や建物などの不動産は公有財産と呼ばれ、そして公有財産は「行政財産」と「普通財産」の2種類に分類されます。このうち行政財産は行政目的の定まった財産で、公用財産と公共用財産に分かれます。公用財産とは町が事業や事務を執行する上で直接使用する財産で、庁舎などがこれに該当します。公共用財産は公園や公民館、福祉施設などで町民の皆さんが共同で利用することのできる財産のことです。</p>
公共施設等更新費用 試算ソフト	<p>(一財)自治総合センターによる「平成22年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」にて開発された試算ソフトを、(一財)地域総合整備財団が更新したソフトです。</p>
公債費	<p>町債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。</p>
高齢者人口	<p>65歳以上の高齢者数のことで、65歳以上の高齢者の人口に占める割合を高齢化率と言います。</p>
公共施設等総合管理計画	<p>我が国においては公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。こうしたことから、地方公共団体においては、平成25(2013)年11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」や、平成26(2014)年4月に国から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」等に沿って策定することになる計画です。</p> <p>公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的しており、関ヶ原町においてはこの「関ヶ原町公共施設等総合管理計画」がこれに該当します。</p>
固定資産台帳	<p>固定資産台帳とは、固定資産・繰延資産を、その取得から減価償却費計算、そして、売却や除却といった顛末に至るまで、その経緯を個別資産ごとに管理する帳簿のことです。</p>

用語解説 (2/3)

用語	説明
か 減価償却	長期間にわたって使用される固定資産の取得(設備投資)に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する手続きのことです。
さ 指定管理者制度	指定管理者制度とは、公の施設の管理に、民間の能力、ノウハウを活用しつつ住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15(2003)年の地方自治法の改正により、それまでの「管理委託制度」に替えて制度化されたものです。 (公の施設の管理は、従来の管理委託制度のもとでは公共団体や地方公共団体が出資する第3セクターに限られていましたが、指定管理者制度では、株式会社をはじめとした営利企業や財団法人、NPO法人、市民グループなどの法人やその他の団体に公の施設の管理・運営を包括的に代行させることが可能になりました。)
生産年齢人口	年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層を指します。
た 長寿命化	定期的な施設点検を行い、建物に損傷が拡大する前に、適切な処置を行うことで、建物の性能、機能を確保しながら、耐用年数を伸ばすことをいいます。
な 年少人口	年齢別人口のうち15歳未満の人口のことです。
は バリアフリー	高齢者、障害者、子供、妊婦などが建築物を利用するときに支障となる障壁(バリア)を取り除くことをいいます。
PFI	PFI(Private Finance Initiative プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。
PDCAサイクル	事業活動における生産管理や品質管理を円滑に進める手法であり、P(plan)=計画、D(do)=実行、C(heck)=評価、A(ction)=改善、のサイクルにより継続的な改善を目指すための手法のことをいいます。
普通会計	地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていることから、他の地方公共団体と統一的な基準で比較するため、地方財政統計上用いられる会計区分のことです。一般会計に公営事業会計を除く特別会計を合わせたものをいいます。
プレストレストコンクリート橋(PC橋)	あらかじめ応力を加えたコンクリート材及びPC鋼材を用いるので通常の鉄筋コンクリートに比べて強い荷重に抵抗できます。これによって鉄筋コンクリートよりも、長い支間長(スパン)を可能にしています。
ま メンテナンスサイクル	点検→診断→措置→記録→(次回点検)というように維持管理のサイクルのことです。
や ユニバーサルデザイン	バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、さまざまな人たちが利用しやすいよう、都市や生活環境などをデザインする考え方をいいます。その領域は、施設のほか、製品や街づくり、サービス、システムなどハード、ソフト両面にわたっています。

用語解説 (3/3)

用語	説明
ら	ライフサイクルコスト
リスクベースメンテナンス	ライフサイクルコスト（LCC）は、施設の建設に必要なコストのほか、運営にかかる光熱水費や保守点検関係費などの維持管理費等、建物のライフサイクル（建設から解体まで）に係る経費の事をいいます。 リスクを基準に検査およびメンテナンス（検査、補修、改造、更新など）の重要度、緊急度を評価し、優先順位を付けてメンテナンスを行う方法です。ここでいうリスクとは、破損の起きやすさ（破損確率）と破損による被害の大きさ（影響度）の積として定義されています。